

第3次那珂市 地域福祉活動計画

一人ひとりを真ん中に、^{えにし}縁がつどうあったかなまち



はじめに



「一人ひとりを真ん中に、 縁がつどうあったかなまち」

この度、那珂市社会福祉協議会では、平成 23 年 3 月に策定しました第 2 次那珂市地域福祉活動計画が平成 28 年度で終了となることから、地域福祉を推進する中核的な団体の使命として、まちづくり委員会、民生委員・児童委員、ボランティア市民活動団体、当事者組織、小中学校関係者、社会福祉事業者、行政などで組織する策定委員会、策定ワーキング委員会を設置し、行政計画である那珂市地域福祉計画との整合性を図りながら、第 3 次那珂市地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画策定にあたり実施いたしました各意向調査等において、障がいがあることや高齢であることなどさまざまな理由により、本人の望む社会参加ができていないことが分かりました。誰もが自分らしく社会参加できるようにするためには、多様な立場のかたがお互いのことを理解し合い、助け合う活動を広げていくことが重要であると実感いたしました。

そこで、本計画の基本理念を「一人ひとりを真ん中に、縁がつどうあったかなまち」と定め、いろいろな人が気軽に集い自分らしい暮らしを送ることのできる、居心地の良いまちづくりを目指していくことといたしました。

また、この基本理念を推進するため、本会として今後 5 年間何を目的に、どのような取り組みを進めるかなどを示した「那珂市社協発展・強化計画」も併せて策定いたしました。この計画では、地域住民をはじめ、まちづくり委員会、各自治会、ボランティアなどの市民活動団体、福祉関係者など地域においてさまざまなかたが担い手となり推進する計画となっておりますので、皆様がたのご協力をよろしくお願いいたします。

今回策定した 2 つの計画が両輪をなし、本計画の基本理念が確実に達成され、那珂市の地域福祉がまた一歩前進することを願っております。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や発展的なご提案をいただきました策定委員並びに策定ワーキング委員の皆様をはじめ多くの地域福祉関係者の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げますと共に、第 3 次那珂市地域福祉活動計画の各施策並びに社会福祉協議会の各事業に対し、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人那珂市社会福祉協議会
会 長 中 村 健

目 次

序 章	計画策定にあたって	5
第 1 部 「第 3 次那珂市地域福祉活動計画」		
第 1 章	計画のねらいと現状・課題	11
第 1 節	計画のねらい	13
第 2 節	現状と課題	17
第 2 章	計画の構想	25
第 1 節	基本理念	27
第 2 節	基本目標	28
第 3 章	基本計画及び実施計画	31
第 4 章	計画の推進（計画の進行管理）	45
第 2 部 「第 3 次那珂市社協発展・強化計画」		
第 1 章	計画のねらいと背景	51
第 2 章	経営理念及び経営ビジョン	57
第 3 章	重点課題及び実施計画	61
関係資料		71
計画発行によせて		99



序章

計画策定にあたって



計画策定にあたって

「地域の中で安心して暮らし続けたい」

私たちはそのような思いから家族や友人、地域のかたと力を合わせながら前へ進んできました。

安心して暮らすための仕組みが増え、その仕組みを支えるかたどうしの輪が広がり、それによって、これまであった生活への不安や悩みは減ってきました。

そして「安心した暮らしを送りたい」という思いに加え、「より自分らしく暮らしたい」、「支えられるだけでなく、想いを分かち合って暮らしたい」という声が聞かれるようになってきています。

しかし、未だに想いや悩みを打ち明けられず、誰に伝えたらよいかわからないかたも少なくありません。そのようなかたの声に気づき、寄り添って必要な場につないでいくことが求められています。

そこで、私たちはこれまで紡いだ縁を活かしながら「新たなつながる場」をつくり、「寄り添って場につなぐ」ことのできる仕組みを広げられるよう、第3次地域福祉活動計画を策定しました。



第 1 部

第 3 次那珂市地域福祉活動計画

第1章

計画のねらいと現状・課題



第1節 計画のねらい

1 那珂市地域福祉活動計画の目的

「地域福祉活動」とは、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくことができるように、住民をはじめ様々な分野のかたが参加して行う活動です。

◇地域福祉の考え方◇

- ・高齢者や障がい者*など、一部のかただけを対象とするものではありません
- ・行政や福祉関係機関・団体だけでは実現できません
- ・暮らしている地域や人の考え方によって形を変えていきます
- ・みんなで協力してつくり上げていくことが必要です

「身近な地域」において、そこに暮らすかたと共に協力し、自分らしい「しあわせの形」をつくり上げていくことが、私たちの考える「地域福祉」です

どのような計画なのか

住民や事業者・関係者等が共に活動するための方向性を示した活動の計画です

誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりのため、住民や事業者・関係者などが、同じ視点で活動に取り組むための計画です。

なぜ共に活動することが求められているのか

共に活動することで、お互いの想いを理解し、支え合える環境をつくるためです

一人ひとりの「しあわせの形」は異なります。しかし、自分の力だけでは「しあわせ」をつくることはできません。そこで、共に活動することで自分の想いを周りの人へ伝え、想いを理解してくれる人を増やし、地域に支え合える関係をつくっていくことが求められています。

この計画をどのように使うのか

身近な活動に当てはめて、私（たち）としてできる活動を通じて同じ目標に向かっていけるようにします

この計画は、いろいろな立場の人が使えるように工夫してあります。自分の活動に当てはめて、今行っている活動に計画の視点を入れて取り組むことで、同じ目標に向かってより効果的に活動を進めることができます。

新しい活動を始めるのではなく、今ある活動にこの計画の視点を「ちょっとだけ」入れることで、誰もが暮らしやすい地域につながっていきます。

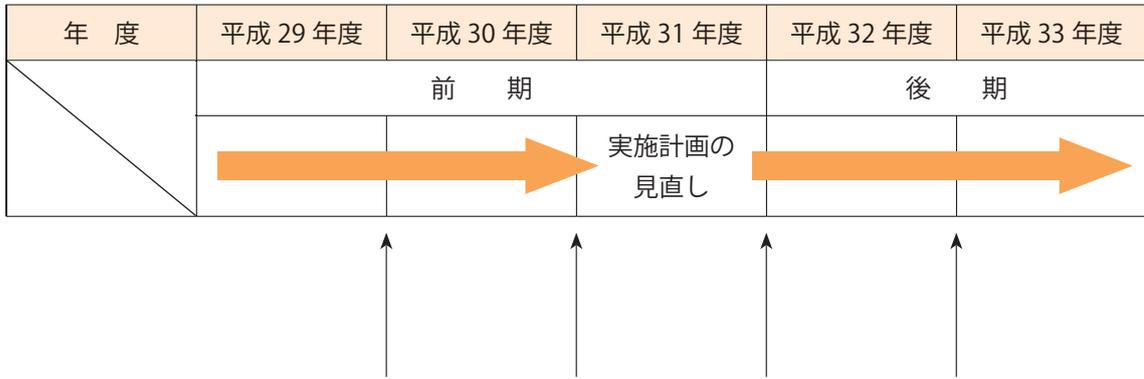
※「障がい者」

本計画書においては、法令・固有名称等を除き、「障害」の表記は「障がい」とします。

2 第3次那珂市地域福祉活動計画の期間と評価

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5カ年計画として、平成29年度から平成31年度までを前期、平成32年度から平成33年度までを後期と位置づけて、前期末(平成31年度)に実施計画の見直しを行います。

ただし、年次の計画評価において見直しが必要と判断された場合、中間年度に達していなくても、その都度実施計画の見直しを行います。

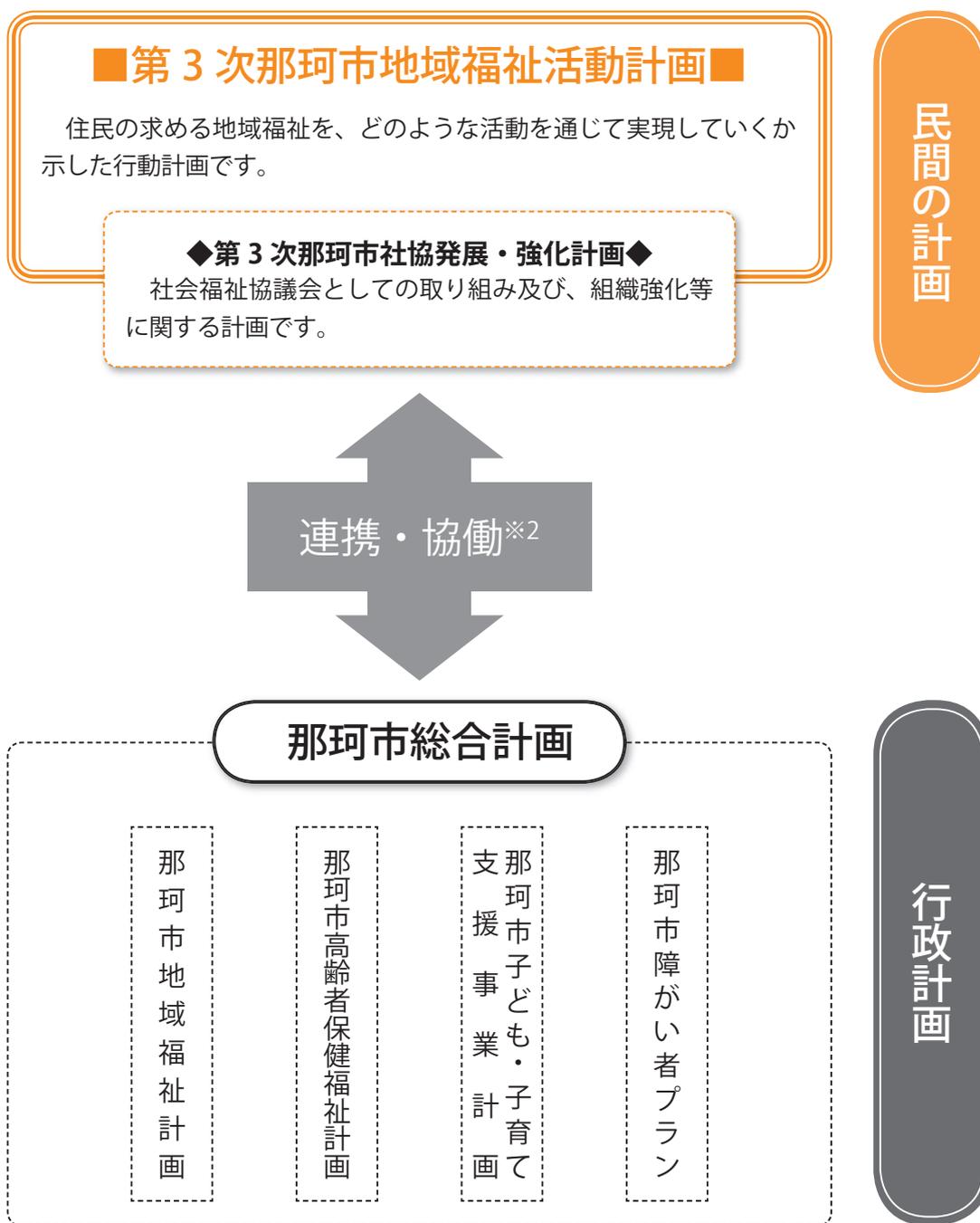


毎年度、年次進行管理（活動評価）
必要に応じて、実施計画の見直しを行う



3 市の計画との連携

この計画は、地域福祉を実現するために活動する民間の計画であり、那珂市の他の行政計画と連携できるよう社協※¹が事務局となって策定しました。



※1「社協」

社会福祉協議会のことを指します。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される、地域福祉を推進する、公共性・公益性の高い民間の団体です。

※2「協働」

計画書で言う協働とは、同じ目的に対して、住民・団体・事業者・行政・社協が協力し合い、活動をすることを指します。主に、課題解決を単独ではできない場合、相互にできることを出し合い、共に協力して課題を解決する場合などで使用します。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、同じ地域福祉の推進を目的とした計画であり、車の両輪として互いに補完しあう計画です。



〈地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係〉

住民参加

地域福祉推進の理念・方向性、地域（福祉区・地域福祉圏域）の福祉課題・社会資源の状況（共有）

地域福祉計画

※住民参加の取り組み
※民間活動の基盤整備

地域福祉活動計画

公民のパートナーシップ
による計画

民間相互の協働による計画

(全国社会福祉協議会『地域福祉活動計画策定指針—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—』全国社会福祉協議会、2003年、p.10)

那珂市においては、地域福祉活動計画が先行して策定を行い、策定に係わった委員の半数以上が地域福祉計画の策定に携わりました。それにより、計画の整合性は十分に図られています。

◆各計画の状況とその関係◆

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域福祉活動計画	1年次	2年次	3年次 実施計画 見直し	4年次	5年次	第3次計画	
地域福祉計画		策定作業	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次

注: 地域福祉活動計画の1年次から2年次へは「反映」の矢印、2年次から3年次へは「反映」の矢印、3年次から5年次へは「調連整携」の矢印、5年次から第3次計画の1年次へは「調連整携」の矢印、第3次計画の1年次から2年次へは「調連整携」の矢印。

那珂市地域福祉計画（平成26年度～平成30年度）

基本
理念

お互いを認め合い支え合い、
誰もが安心して豊かに暮らせるまち 那珂市

取り組みの体系

1. 人づくり
2. 心をつなぐ地域づくり
3. 安心の暮らしづくり

第2節

現状と課題

1 第2次地域福祉活動計画の実施状況

第2次計画期間中にあたる平成24年度から平成28年度の間には、社会福祉関係施策の改正や新たな法の施行があり新規受託事業が増えたことや、計画の内容について詳細な策定を行ったこともあり、かなり進捗した取り組みと、停滞した取り組みとに分かれました。

【計画期間中に改正や施行された主な制度・施策】

◆障害者虐待防止法

(障害者虐待防止センター運営事業) 平成25年度～

◆生活困窮者自立支援法

(生活困窮者自立支援相談事業) 平成27年度～

◆介護予防・日常生活支援総合事業

(介護予防・生活支援サービス基盤整備事業) 平成27年度～

◆障害者差別解消法

(障がい者差別解消推進事業) 平成28年度～



() 内は社協受託事業名

第2次計画の取り組み状況

(1) 東日本大震災を受けて、住民どうしの見守りと安否確認の流れについて見直しました

東日本大震災を受けて、災害時のひとり暮らし高齢者に対する安否確認の流れを民生委員・児童委員、地域包括支援センター、那珂市社協で協議を行い作成しました。

(あん・しん・ねっと事業の見直し)

(2) 避難行動要支援者情報システムの構築並びに調査を実施しました

(1) のあん・しん・ねっと事業に関連して、避難行動要支援者(旧災害時要援護者)の支援システムについて行政と協議を重ね、新規事業として、災害時安否確認システムの構築並びに、登録者へのスクリーニング調査を実施しました。

(3) 各地区において防災・防犯マップづくり活動を推進しました

震災を受け自主防災組織設立の気運が加速し、平成24年度から33自治会の防災防犯マップづくり活動が行われ、住民どうしが交流しながらマップづくりをすることで、共通理解を深めることができました。

(4) 地域担当制の強化とコミュニティソーシャルワーカーの配置を行いました

自治会制度の開始に伴い、地区まちづくり委員会ごとに地区担当者を配置、平成27年度からはさらに強化し、1地区2人ずつの担当職員を配置しました。また、複合的な課題を有する個別事例などへ対応するため、平成24年度から3人のコミュニティソーシャルワーカー*を日常生活圏域ごとに配置し、住民や関係機関との連携体制を強化しました。

※「コミュニティソーシャルワーカー」

地域において支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門職のことを指します。

(5) ふれあいいきいきサロン支援体制を強化し地域における助け合い活動を推進しました

ふれあいいきいきサロン^{※1}の運営体制を強化することで、サロン設置が促進され、地域における助け合い活動が活性化されました。

(6) 障害者相談支援事業（受託）の強化を行いました

障がい者の総合相談窓口としての機能を最大限に発揮できるよう、関係機関との連携や、地域自立支援協議会^{※2}を通じた事業の展開などを強化しました。

(7) 生活困窮者自立相談支援事業（受託）を実施しました

平成27年度から生活困窮者自立相談支援事業を実施し、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を軸に総合的な支援を行える体制を整備しました。

(8) 介護予防・生活支援サービス基盤整備事業（受託）を実施しました

介護予防・日常生活総合事業における生活支援サービスなどの検討・調整を行いました。また、ふれあいいきいきサロンや地域における活動などを最大限に活かす仕組みづくりを平成27年度から実施するとともに、介護事業者と協働しながら制度の検討を行うなど、連携を重視した事業を展開しました。

(9) ボランティア福祉共育^{※3}を推進しました

平成24年度から各学校への福祉体験学習等の支援体制を強化し、連携した事業展開や福祉共育への取り組みやすい環境づくりを行いました。

また、地域における学びの機会を積極的に支援し、防災ワークショップやまちづくり講座の開催を自治会・まちづくり委員会と協働で実施しました。

第2次計画実施から見られた課題**『ニーズや環境変化に柔軟に対応できる計画』**

第2次計画策定時には、急激な社会福祉の環境変化を予測できず、結果として計画を柔軟に対応させることができませんでした。これらをふまえて、急激な環境変化にも柔軟に対応出来る計画を策定する必要が出てきました。

『個々の取り組みを活かすしくみ』

第1次・第2次の計画を経て、個別の取り組み（事業）が確実に推進されてきました。しかし、生活のしづらさを抱えるかたの課題はより複雑になっていることから、それらの取り組みが有機的に連携・協働できる仕組みをつくる必要があります。

『つながりの場から新たな広がりを生むしくみ』

制度的な支援が充実する一方で、対象となるかたや専門職から、制度にとらわれない出会いの場や、気軽に立ち寄ることのできる「居場所」へのニーズが高まってきました。そこで、それらのニーズに対応し新たなつながりを生む仕組みづくりが必要になってきました。

※1「ふれあいいきいきサロン」

同じ地域に住む高齢者や子育て中の親どうしなどが気軽に集まって、お茶会やおしゃべりをしながら、相談や情報交換などができる場所を指します。

※2「地域自立支援協議会」

地域における障がい者の福祉向上や、相談支援事業の推進及びネットワーク活動強化を目的とした協議体のことを指します。

※3「福祉共育」

一方的に「教える・学ぶ」という関係にとどまらず、お互いに「学びあい・育ちあう」関係づくりを指します。

2 第3次地域福祉活動計画策定にあたっての調査などについて

第3次計画策定にあたり、これまでの事業展開や事務局内での検討から課題と想定される「誰もが気軽に地域に集まれる場やそこに出かけるための移動手段」、「何か困ったことがあるときに相談しやすい窓口」などについて、地域住民や関係機関が感じていることを把握し、活動計画に反映させるためアンケートやワークショップなどの調査を行いました。

(1) 当事者組織（個人）への聞き取りアンケート

新たな居場所の必要性把握のため社会参加の状況や出かける手段、動機などの聞き取りアンケートを行いました。

※対象（身体障害者の会、障がい児者親の会、地域活動支援センター利用者）

(2) ふれあいいいききサロン（高齢者）への聞き取りアンケート

現在の社会参加の状況と居場所（サロン）における課題把握のため、参加者にサロンまでの移動手段やサロン以外の活動状況について聞き取りアンケートを行いました。

※対象（高齢者サロン18カ所）

(3) 地域座談会

地域における社会参加の状況や活動の担い手に関する課題について、延べ207名の参加によりワークショップを実施しました。

※実施単位（8地区：神崎・額田・菅谷・五台・戸多・芳野・木崎・瓜連）

(4) 市内小中学校への聞き取りアンケート（14校）

市内全小中学校に生活困窮者などの状況と相談支援機関との連携状況について聞き取りアンケートを行いました。

(5) 行政の窓口への聞き取りアンケート

多問題事例の対応状況や他機関への連携について聞き取りアンケートを行いました。
（社会福祉課：生活福祉グループ、障がい者支援グループ・介護長寿課：高齢者支援グループ・こども課：家庭児童相談室）



3 調査まとめと考察

対象ごとの調査について以下のようにまとめました。

(1) 当事者組織（個人）への聞き取りアンケート

移動を他者に依存する、また、他者とのコミュニケーションに支援が必要な場合、自分の望む社会参加ができないでいる状況が把握されました。

移動に関しては、制度としてある程度整備されているものの、望むサービスに至っていない現状が見られました。コミュニケーションに支援が必要なかたについては、狭い範囲での生活が中心になっている現状が見られました。

①身体障がい

就労や社会参加率などは比較的高い状況が見られました。しかし、情報や移動などの分野について、制度的支援はあるもののニーズとミスマッチしている部分などが見られました。

②知的障がい

サービス以外の社会参加について、親に頼らざるを得ない状況が見られました。親の意識的な取り組みで社会参加の努力をしていますが、子の成人や親の高齢化に伴う、精神的・身体的負担から、徐々に社会参加率が低下していく傾向が見られました。

③精神障がい

全てではないもののサービスを利用している当事者においては、病院・買い物・サービス以外は社会参加率が低い傾向が見られました。

(2) ふれあいいきいきサロン（高齢者）への聞き取りアンケート

ふれあいいきいきサロンの参加者は、サロン以外の活動への参加も高い状況が見られました。一方で、サロン以外の社会参加が無いかたも4割にのぼることから、地域における居場所としての役割の重要性が確認できました。しかし、地域によっては、自動車・自転車等で移動しているかたが多いことから、加齢に伴いサロンに参加できなくなるリスクがある地域も把握されました。また、体力や年齢に合わせたプログラム展開が重要であることも把握されました。

①サロンへの移動方法について

サロンへの移動方法は、地域差が見られました。自治会の範囲が狭い地域では徒歩が多く、自治会の範囲が広い地域においては、自動車や自転車を利用する割合が高い傾向が見られました。

②サロン以外の社会参加について

サロン以外の活動については、大きな地域差は見られませんでした。サロン以外の活動を6割のかたが行っていました。一方で、サロン以外の活動参加が少ないかたは4割にのぼり、サロン活動への重要性が確認されました。

③サロンへ来なくなったかたの状況について

サロンに来なくなったかたの状況は、他の用事やプログラム（体操）についていけないなどの理由が多く、病気を原因とするものが続きました。一方で、移動手段が無く来られなくなったかたは少なく1割以下であることから、現時点では大きな課題といえる状況ではないものの、自動車・自転車への依存度が高いことから、数年以内に大きな課題となる可能性が考えられます。

(3) 地域座談会

地域座談会の意見から、「現在活動をしているかた」と「活動に参加していないかた」の地域活動に対する関心の強さに大きな差が見られました。参加しない要因として、「自治会のことをよく知らない」「知り合いがいない」「体調不良」などの直接的な要因もありますが、「地域の役割の変化」「活動の広域化」などが大きな影響を与えていると考えられます。また、参加者が増えない中、支え手の負担が増すとともに役員の高齢化も進んでいる状況も見られました。

一方で、平成27年度厚生労働白書において、「血縁に続いて地域のつながりの重要性に関して強く意識するようになった」とあげられています。そうした状況から、地域に対し全く関心がないのではなく、地域活動が生活の中の「一つの選択肢としての関心」へ変化してきており、今後そうした流れがより進むと考えられます。

しかし今後、より必要性の増す地域における助け合いや見まもりを維持・強化していくためには、多様な考え方に合わせた活動ビジョンを検討していく必要があります。

(4) 小中学校への聞き取りアンケート

学校から見た家庭の状況から、子どもを取り巻く相談支援環境はかなり整備されてきていることが把握されました。一方で、保護者である親に対する支援については、問題が表面化（子どもに影響が出始まるなど）した後の支援体制はある程度構築されつつあるものの、表面化していない生活困窮などの問題（子どもだけでなく生活全般にわたる）について相談できる場が、現時点では十分とはいえない状況も見られました。

①地域性について

生活困窮家庭の一つの指標としての準要保護世帯^{※1}の割合だけで見ると、新住民が多い地域が高く、旧来住民が多い地域では低い傾向が見られました。準要保護世帯の大半がひとり親家庭ですが、ひとり親家庭の割合などに関しては、地域差はあまり見られませんでした。

②子どもに関する連携について

連携体制に関しては、どの学校においてもほぼ同様でした。特に、不登校や発達に不安のある子どもに関して、教育支援センターの果たしている役割が大きいことが把握されました。また、スクールカウンセラー^{※2}について利用率が高く、親や子どもにとって何でも相談できる重要な機能であることが見られました。



※1「準要保護世帯」

生活保護に準ずる児童・生徒のいる世帯として、学用品費・通学費・修学旅行費・学校給食費・医療費などが補助される世帯を指します。

※2「スクールカウンセラー」

児童・生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称で、主に教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家などを指します。

③家庭に関する連携について

家庭に何かしらの課題を抱えるケースについて、こども課家庭児童相談室の果たす役割が大きいことが把握されました。また、家庭の状況によって子どもに影響が出ている場合は、可能な範囲で学校が教育以外の面でも対応している様子が見られました。保護者についてもスクールカウンセラーの果たしている役割が大きいことが把握されました。

④必要と考えられるしくみについて

各種専門相談が設けられ、様々な選択肢がある一方、課題が多岐にわたる場合や整理できていない場合など、専門相談は親としては利用しづらい様子が見受けられるという意見がありました。また、時間的な問題で相談できない、親が困ったと感じられなければ適切な相談窓口につながるものが少ないなどという状況が見られました。

(5) 行政の窓口への聞き取りアンケート

窓口職員による判断を基礎に、必要な窓口の紹介、情報提供などの連携をしている状況が見られました。また、直営・委託している相談支援機関を活用し、他機関との連携や必要な継続的支援を行っている対応も把握されました。

①対象とならない事例の連携について

相談を受けた上で、関係窓口を紹介または必要であれば、情報を担当窓口や機関へ提供している状況が把握されました。また、直営・委託の相談支援機関と連携することで、必要な支援につながっていました。

②制度の狭間や複合課題事例について

担当課としての役割を踏まえ、可能な範囲で関わるようにするとともに、直営・委託の相談支援機関での対応を中心に、継続的な支援を行っている状況が把握されました。



4 課題

全体的な課題

第2次計画では、東日本大震災の経験から人と人とのつながりである「縁」の重要性を受けて、つながりや助け合いの強化を進めてきました。それらの助け合いについては、今後も強化することには変わりはありませんが、より多くのかたが参加できるようにしていく必要があります。

そこで、様々な立場のかたがお互いのことを理解し合い、助け合う活動を広げることで、誰にとっても居心地の良いまちを実現していく必要があります。

第2次計画を踏まえた課題の方向性

第2次計画では人と人との「縁」を活かした「地域のつながりの強化」に取り組んできました。地域のつながりや助け合いの重要性をもとに活動することは変わりませんが、今後は、より居心地の良いまちを目指し、多くのかたが自分らしい方法で社会参加できるようにする必要があります。

(1) 地域活動に対する多様な考え方への対応

東日本大震災によって、地域のつながりや助け合いの必要性については理解が進んだ一方、地域活動への参加が伸び悩み、一部の住民に負担がかかっているのが現状となっています。

それは、地域の役割が生活の一部としての活動から、選択肢の一つへと変化したことが背景にあると考えられます。また、エリアによって、核家族化が急速に進行しており、家庭内で問題が深刻化しても、周囲から見えない、相談できないなどの傾向が見られます。

そこで、地域に対する多様な考え方に合わせた活動を展開しながら、声をかけやすい適度な距離感で、お互いに助け合える関係をつくっていく必要があります。

第2次計画を踏まえた課題の方向性

第2次計画では「現在ある地域のつながりの強化」に取り組んできましたが、つながりの大切さへの理解が進む一方で、実際の活動に参加するかたが減少している傾向にあります。

そこで、「参加しやすく開かれた地域の活動」へと展開していく必要があります。



(2) その人らしい暮らしのため、つながりでつくる新たなしくみ

この10年で新たな制度や仕組みができ、暮らしづらさを抱えたかたにとって、暮らしやすい環境が整ってきました。今後は、制度だけでは対応することが難しい支援について、関係機関（者）が力を出し合いながら新たな仕組みをつくっていく必要があります。

そこで、制度だけでは対応が難しい取り組みについて、一部の組織だけでなく、当事者を含む様々な団体や組織がつながり合いながら活動を進めていく必要があります。

第2次計画を踏まえた課題の方向性

第2次計画において、「暮らしづらさを感じているかたの取り巻く環境を変えるための取り組み」を行ってきました。制度が整い、支援やサービスが充実することで環境は変わってきたと考えられます。そこで「当事者や関係機関のつながりを強化することでより安心して生活できる環境づくり」へと発展させる必要があります。

(3) 一過的でない、その人のペースに合わせた支援のしくみ

福祉制度はこの10年で大きく変化し、様々なサービスが展開されたことによって、これまで見えてこなかった暮らしづらさを抱えるかたが多く見られるようになってきています。

そうしたかたは、自分で選択し進むべき道を決めることが難しい場合が少なくありません。

しかし、自らが意思決定し選択していくことが、自立した生活のためには不可欠になります。

そこで、当事者自身が考え決定できるよう、本人のペースに寄り添う支援へと発展させ、自分の望む道を自らが選択できるよう、中長期にわたる継続的な支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。

第2次計画を踏まえた課題の方向性

第2次計画では人や情報をつなぐことで誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組みました。今後は、当事者自身が自分らしい生活を選択できるよう、寄り添って一緒に考える仕組みをつくる必要があります。



第2章

計画の構想



一人ひとりを真ん中に、^{えにし}縁がつどうあったかなまち

私たちはこの10年、「あったかな」まちをつくるために、一つひとつの活動をみんなで作って、人と人の縁を紡いできました。そして、紡いだ縁を活かした活動は次のステージへ移りつつあります。そこで、いろいろな人が気軽に集い自分らしい暮らしを送ることのできる、居心地の良いまちを目指していきます。



第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの目標を定めました。

「誘い合って共に参加するしくみ」

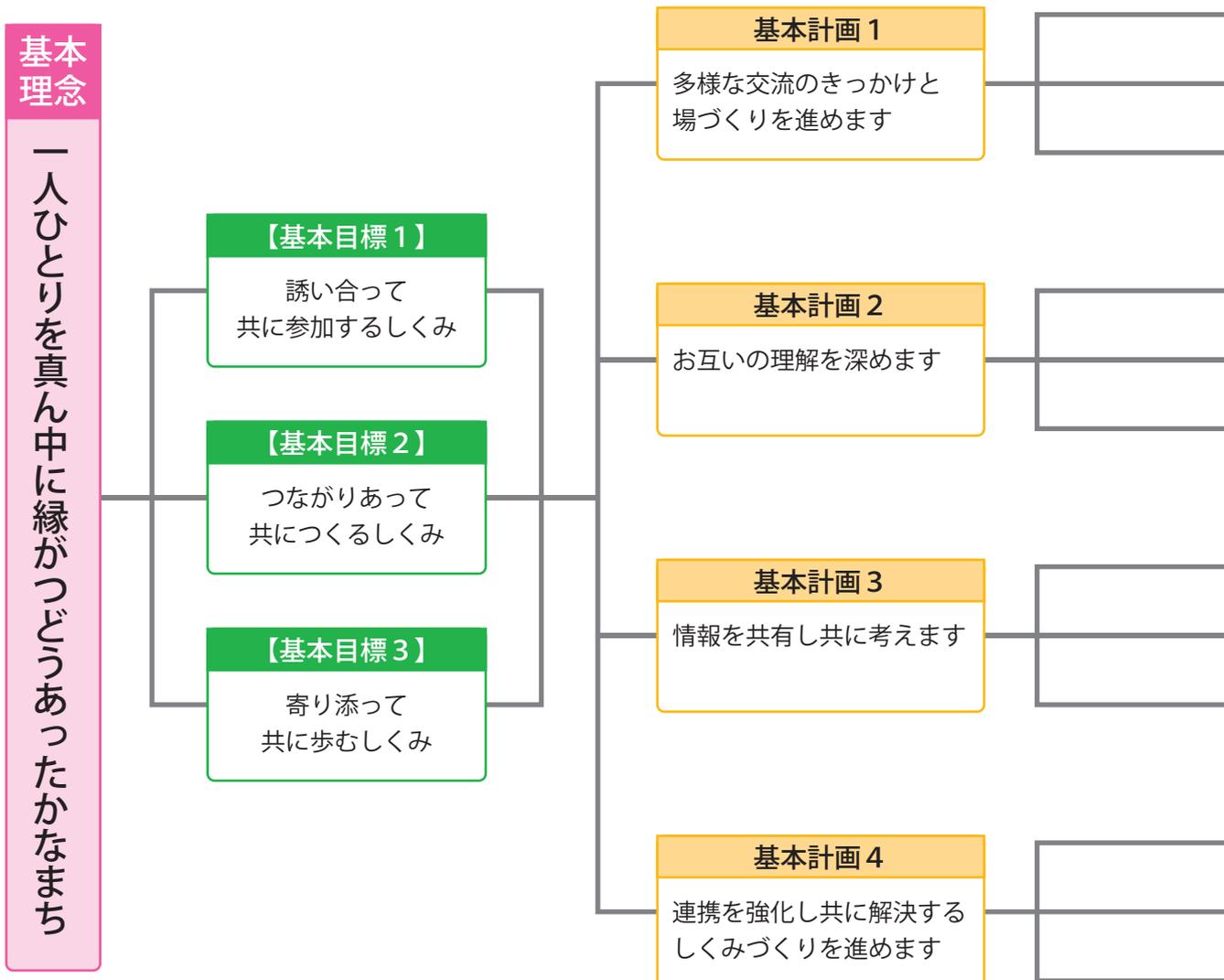
誰もが、人とふれあい交流することの重要性を感じているかと思います。その一方で、地域活動への参加をするかたは徐々に減少しつつあります。しかし、「知り合いに誘われて」「何度も声をかけられて」など、知っているかたに声をかけられることで参加できることが少なくありません。

そこで、これまでの参加を待つ形の活動から、誘い合って開く形へ変えることで、より参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。

基本理念

基本目標

基本計画



「つながりあって共につくるしくみ」

この10年で大きく社会環境が変化しました。制度が整い、新しい仕組みができ、私たちの暮らしは良い方向へ変わってきましたが、未だ暮らしづらさを抱えた人たちは少なくありません。そうした人は、関係機関や事業者の努力によって支えられている現状があります。

そこで、その人たちがより安心して暮らしていくために、「誰か」だけが支えるのではなく、そのかた自身も含め様々な人たちがつながり合って、新たな仕組みをつくっていきます。

「寄り添って共に歩むしくみ」

この10年で変化してきた制度や仕組みによって、迷っている人の背中を押したり、自分で歩むことができないかたの手を引いたりする支援が行われ、多くの人が自分らしい生活を送ることができるようになりました。それでも、進む道を探したり、方向を決めたりすることが難しいかたは少なくありません。

そこで、これまでの支援を行いながら、寄り添って共に考え、その人のペースで歩むことのできる仕組みをつくっていきます。

実施計画

実施計画1-① 一人ひとりが気軽に話せるきっかけづくりを進めます

実施計画1-② 誰もが気軽に集える場づくりを進めます

実施計画1-③ いろいろな人が誘い合って参加できる環境づくりを進めます

実施計画2-① 交流をとおしてお互いの暮らしや想いをわかり合う機会をつくります

実施計画2-② 継続して一緒に活動することで、お互いの理解を広げます

実施計画2-③ 共に支え合って暮らせる地域づくりを一緒に考えます

実施計画3-① 知りたいこと・知らせたいことを、つなげる取り組みを広げます

実施計画3-② 気づいて見まもり、手をさしのべられる環境づくりを進めます

実施計画3-③ 想いを受け止め、寄り添い、共に考える関係づくりを進めます

実施計画4-① 一つの課題に対して、いろいろな人と共に考え、取り組みます

実施計画4-② 普段から相談し合える関係によって、幅広い課題に対応できるようにします

実施計画4-③ お互いに考えを出し合い、新たな仕組みづくりを進めます

第3章

基本計画及び実施計画



1 基本計画

前章で示した、基本目標を達成するため活動内容ごとに、4つの柱を定めました。

基本計画第1の柱

「多様な交流のきっかけと場づくりを進めます」

地域で安心して暮らしていくためには、気軽に声をかけ合える関係が重要です。

そこで、限られた範囲の交流だけでなく、様々な立場を超えた交流のきっかけをつくり、交流から生まれる新たな関係づくりを進めることで、身近な範囲で悩みや不安を話せる場を広げていきます。

基本計画第2の柱

「お互いの理解を深めます」

支え合いながら幸せに暮らしていくためには、お互いを理解し認め合う関係が必要です。

そこで、一方的に理解するだけでなく、学び合い、思いやる心を育てることで、お互いを理解し支え合う地域づくりを進めます。

基本計画第3の柱

「情報を共有し共に考えます」

自分らしく暮らしていくためには、その人に合った情報を選び活用できることが必要です。

そこで、誰もが情報を上手に活用できるよう、共に考え整理した上で、いろいろな方法でつながり、わかりやすく伝えたりしながら、自分らしく暮らしていける仕組みづくりを進めます。

基本計画第4の柱

「連携を強化し共に解決するしくみづくりを進めます」

誰もが安心して暮らせる地域を望んでいます。そのために様々なかたが活動をしていますが、解決できない課題は少なくなく、より多くのかたの意見や力が活かされる仕組みが必要です。

そこで、限られた仕組みや機関だけでなく、関係機関（者）と住民と一緒に考えながら、暮らしやすい地域づくりを進められる、連携のプラットフォーム*を強化していきます。

※「プラットフォーム」

共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場であり、組織や人が互いに主体的に参加し、対等な立場で共通の目的を遂行することを指します。

実施計画のみかた

各計画ごとの活動例(ヒント)を図で表しています。図の見方は下記のとおりです。

「基本計画」

基本目標を達成するための計画です
第3次地域福祉活動計画では4つの基本計画があります

「私」

地域に住む一人ひとりや団体・仲間を表しています
「縁」の中心であると同時に活動・取り組みの「担い手」でもあります

「担い手」

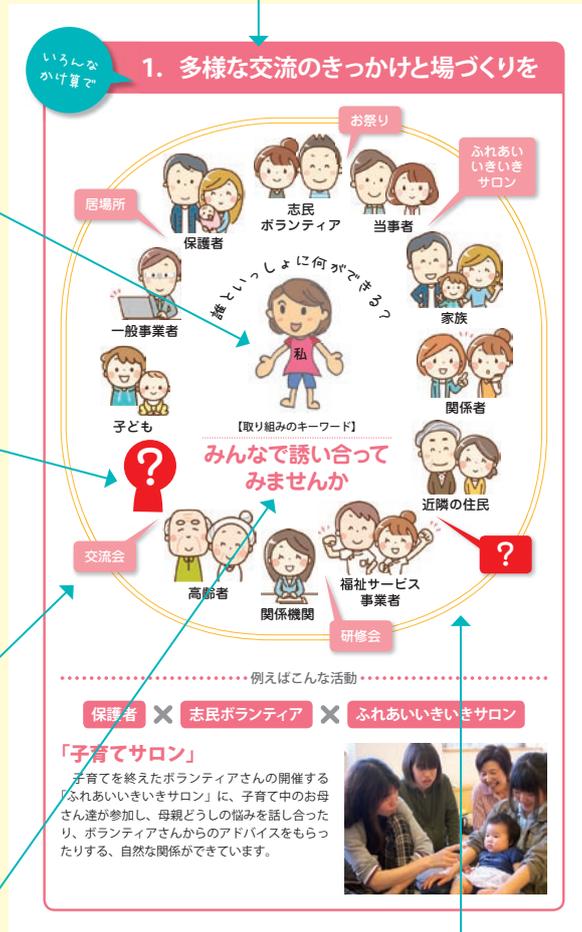
活動における主な「担い手」を記載しています
「？」は新たな担い手を表します
(担い手の詳細は『担い手概要』参照)

「活動・取り組み」

私を含む、担い手が行う「活動・取り組み」を表します
「？」は新たに生み出される取り組みを表しています

【取り組みのキーワード】

各実施計画に向けた取り組みをキーワードで示しています



活動のつながりを表します

上記の「私」、「担い手」、「活動・取り組み」は単にひとつずつ組み合わせるだけでなく、複数を様々な形に組み合わせていくことで、お互いの可能性を広げる「かけ算の関係性」が生まれ、新たな担い手や「活動・取り組み」が生み出されていきます。

これらの「かけ算の関係性」が地域で展開されていくことで、計画が推進されていきます。

■ 担い手概要

志民ボランティア	誰かの役に立ちたいと関心を持って活動に取り組むかた
当事者	生活に課題を抱えているかたや団体など
関係者	地域内を活動範囲とする民生委員・児童委員、青少年相談員などや、自治会、地区まちづくり委員会を構成する住民の組織、商工会などの団体
福祉サービス事業者	市内の介護・障がい者サービスを提供する福祉事業所など
関係機関	行政・教育機関、相談支援機関など
一般事業者	一般企業・自営業などの事業者

(1) 基本計画1に係る実施計画

「基本計画1 多様な交流のきっかけと場づくりを進めます」

地域で安心して暮らしていくためには、気軽に声をかけ合える関係が重要です。

そこで、限られた範囲の交流だけでなく、様々な立場を超えた交流のきっかけをつくり、交流から生まれる新たな関係づくりを進めることで、身近な範囲で悩みや不安を話せる場を広げていきます。

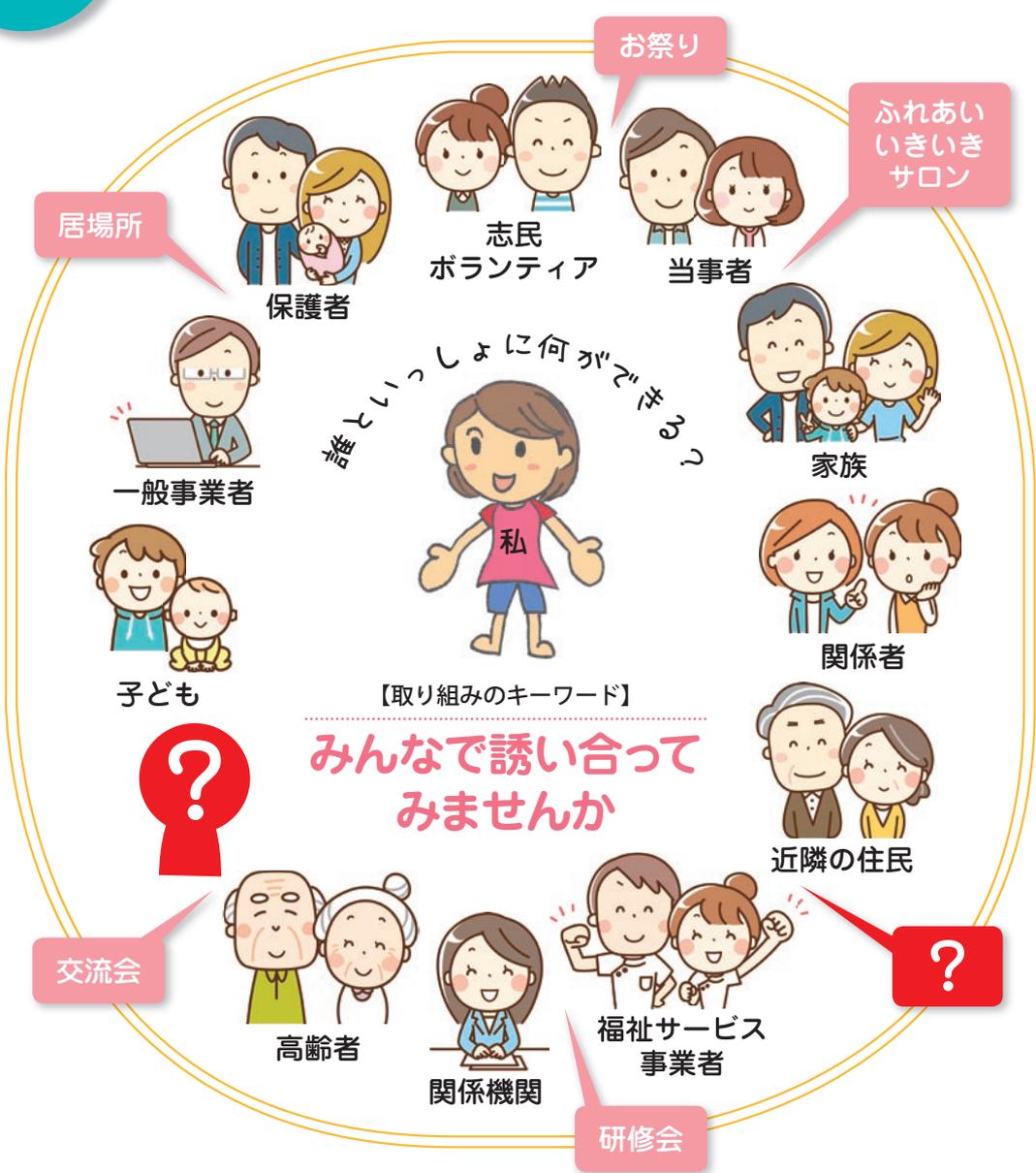
実施計画	実施計画の取組例
<p>1-① 一人ひとりが気軽に話せるきっかけづくりを進めます</p> <p>多様な交流のためには、一人ひとりが気軽に話し合えることが必要になります。そのために、様々なかたが気兼ねなく話せるきっかけづくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民どうしが出会う機会 ・障がい当事者どうしが出会う機会
<p>1-② 誰もが気軽に集える場づくりを進めます</p> <p>多様な交流を進めるためには、いつでも気軽に集える場が必要になります。そのために、同じ想いを持つかたどうしや、普段つきあいの少ない人が出会える場をつくる取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも誰でも気軽に集える居場所*づくり ・障がいのある子どもの親どうしが集える場
<p>1-③ いろいろな人が誘い合って参加できる環境づくりを進めます</p> <p>多様な交流を広めるためには、多くの人交流の場へ参加することが必要になります。そのために、一人ひとりが知り合いを誘いあって交流の場へ参加できる環境づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ課題を持つ仲間と共に話し合う機会をつくる ・同じ趣味を持つ人どうしが居場所に誘い合う

※「居場所」

地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に他者と関わることにより自分を活かしながら過ごせ、そこでのふれあいが地域で助け合うきっかけにつながる場を指します。

いろいろな
かけ算で

1. 多様な交流のきっかけと場づくりを



.....例えばこんな活動.....

保護者 × 志民ボランティア × ふれあいいきいきサロン

「子育てサロン」

子育てを終えたボランティアさんの開催する「ふれあいいきいきサロン」に、子育て中のお母さん達が参加し、母親どうしの悩みを話し合ったり、ボランティアさんからのアドバイスをもらったりする、自然な関係ができています。



(2) 基本計画2に係る実施計画

「基本計画2 お互いの理解を深めます」

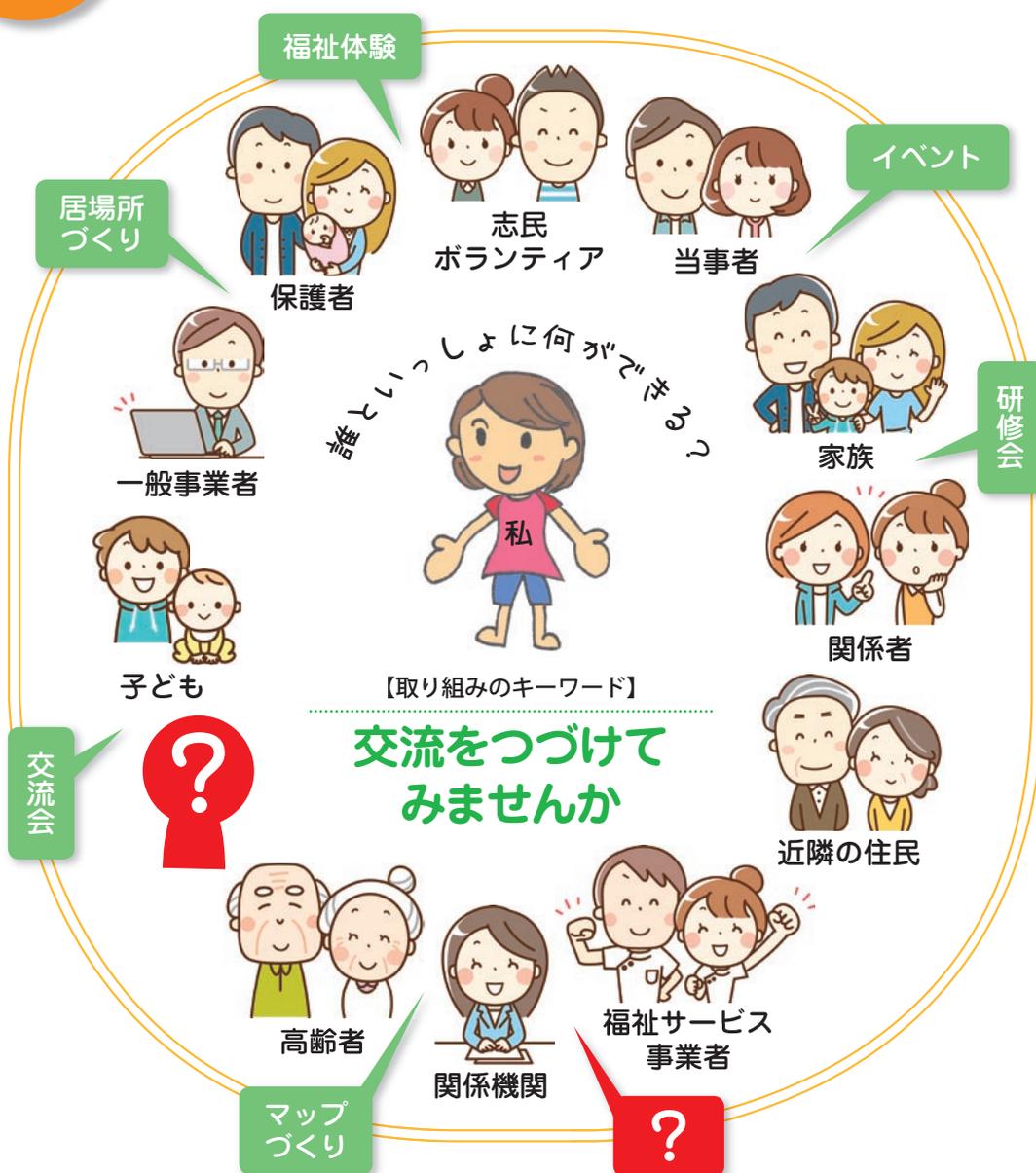
支え合いながら幸せに暮らしていくためには、お互いを理解し認め合う関係が必要です。

そこで、一方的に理解するだけでなく、学び合い、思いやる心を育てることで、お互いを理解し支え合う地域づくりを進めます。

実施計画	実施計画の取組例
<p>2-① 交流をとおしてお互いの暮らしや想いをわかり合う機会をつくります</p> <p>お互いを理解するためには、お互いの想いを知ることが重要です。そのために、異なる立場のかたどうしが出会う機会をつくる取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく越してきた住民と地域の住民が話し合う場 ・住民とその地域に暮らす障がい当事者が交流する場
<p>2-② 継続して一緒に活動することで、お互いの理解を広げます</p> <p>お互いの理解をより深めるためには、共に活動することが必要になります。そのために、異なる立場のかたどうしが共に活動できる取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親と子育ての終わったかたが行う子育て活動 ・住民とそこに暮らす障がい当事者が共に行うイベント
<p>2-③ 共に支え合って暮らせる地域づくりを一緒に考えます</p> <p>共に支え合って暮らせる地域づくりを進めるためには、お互いに想いを伝え合うことが重要になります。そのために、異なる立場のかたどうしが共に地域づくりを考える取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりについて話し合う活動 ・現在行われている公的会議への当事者参加

いろいろな
かけ算で

2. お互いの理解を深めよう



.....例えばこんな活動.....

子ども × 福祉事業者 × 介護サービス利用中の高齢者 × 福祉施設イベント

「施設のイベントボランティア」

福祉施設のイベント開催時に、高校生のボランティアさんが協力しています。普段接することの少ない介護サービスを受けている高齢者と接することで、高校生は身体の不自由な高齢者への接し方を知り、介護サービスを受けている高齢者は孫やひ孫世代のボランティアさんと交流し活気を得ることができています。



(3) 基本計画3に係る実施計画

「基本計画3 情報を共有し共に考えます」

自分らしく暮らしていくためには、その人に合った情報を選び活用できることが必要です。そこで、誰もが情報を上手に活用できるよう、共に考え整理した上で、いろいろな方法でつながり、わかりやすく伝えたりしながら、自分らしく暮らしていける仕組みづくりを進めます。

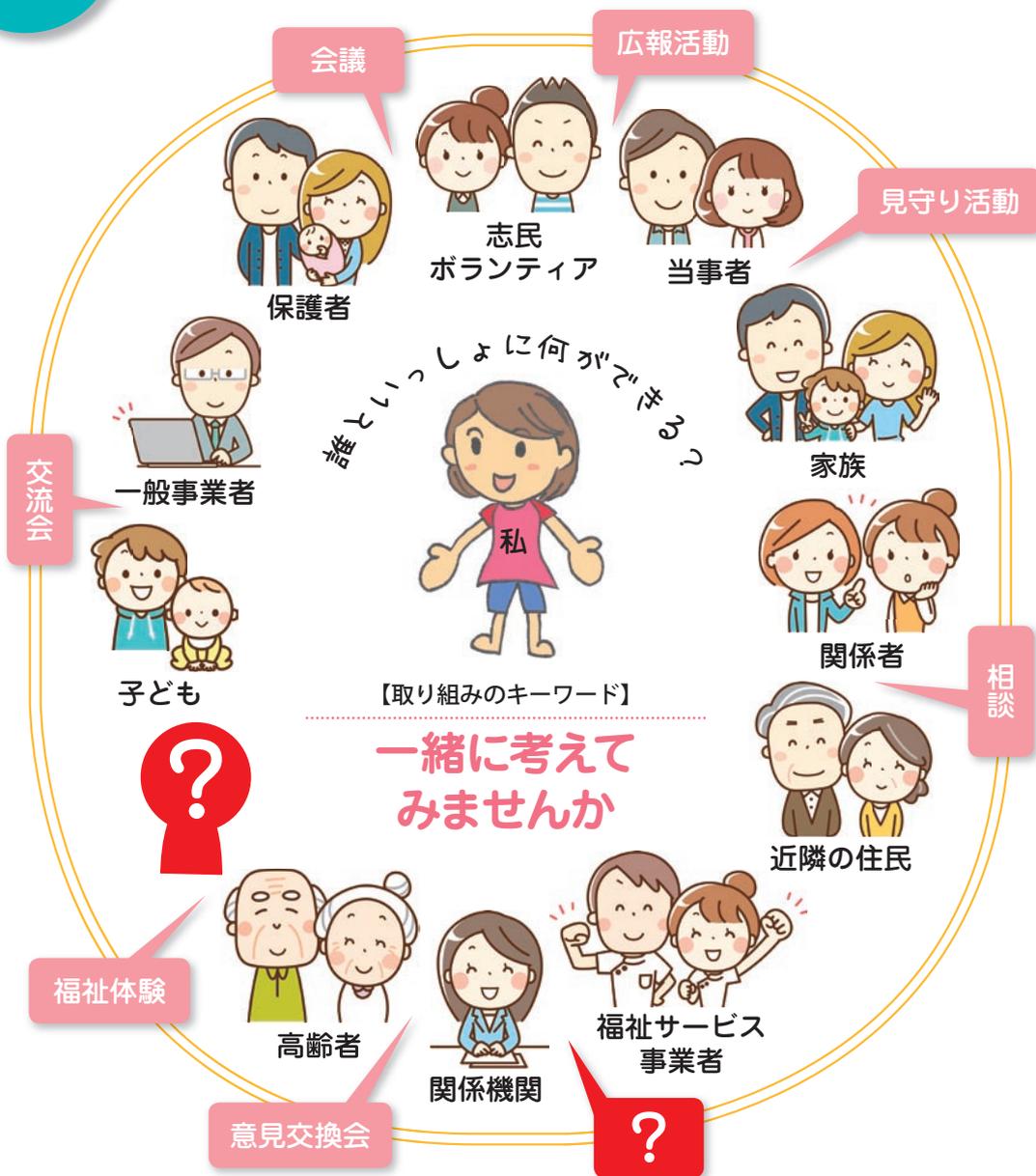
実施計画	実施計画の取組例
<p>3-① 知りたいこと・知らせたいことを、つなげる取組みを広げます</p> <p>自分が必要とする情報を、必要なときに簡単に手に入られることが重要です。そのために、情報を発信するだけでなく必要としている情報とつなげる取組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報のアクセシビリティ※を高める取組み ・必要とされる情報を把握する取組み
<p>3-② 気づいて見まもり、手をさしのべられる環境づくりを進めます</p> <p>自分が困難な状況に置かれていることに、気づきにくい場合があります。また、周りにはそのことに気づいていながらも、どうすれば良いか困っているかたもいます。そこで、周りで気づいたことを、必要な場につなぐ取組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしを見守る活動 ・困っている様子に気づいたことをつなげる取組み
<p>3-③ 想いを受け止め、寄り添い、共に考える関係づくりを進めます</p> <p>情報は伝えるだけでなく、必要に応じて共に考え選択できるようにすることが重要です。そのために、当事者の想いを聴き、寄り添い、共に考える取組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で相談の場をつくる取組み ・寄り添い型の相談を強化する取組み

※「アクセシビリティ」

障がい・高齢・子どもなど様々な人にとって、情報やサービス等が利用しやすい状況になっていることを指します。

いろいろな
かけ算で

3. 情報を共有し共に考えよう



.....例えばこんな活動.....

当事者 × 近隣の住民 × 福祉関係機関 × 見守り活動

「一人暮らし高齢者の見守り活動」

一人暮らしの高齢者が、近隣住民のかたに見守りの協力をいただきながら生活しています。見守りの活動を通じて、いつもと違う様子に気づいた近所のかたが、福祉関係機関へつなぎ対応することで、大事に至る前に対応することができています。



(4) 基本計画4に係る実施計画

「基本計画4 連携を強化し共に解決するしくみづくりを進めます」

誰もが安心して暮らせる地域を望んでいます。そのために様々なかたが活動をしていますが、解決できない課題は少なくなく、より多くのかたの意見や力が活かされる仕組みが必要です。

そこで、限られた仕組みや機関だけでなく、関係機関(者)と住民と一緒に考えながら、暮らしやすい地域づくりを進められる、連携のプラットフォームを強化していきます。

実施計画	実施計画の取組例
<p>4-① 一つの課題に対して、いろいろな人と共に考え、取り組みます</p> <p>課題解決のために、多様な立場の人が関わることでより効果的な働きかけができるようになります。そこで、多様な立場の人が連携し、共に考え行動する取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と関係機関の連携した支援活動
<p>4-② 普段から相談し合える関係によって、幅広い課題に対応できるようにします</p> <p>幅広い課題に対応できるようにするためには、普段から顔の見える関係をつくることが重要です。そのために、意識的な交流や連携を強化するための取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が交流する取り組み ・地域と関係機関が協働した防災訓練
<p>4-③ お互いに考えを出し合い、新たなしくみづくりを進めます</p> <p>より暮らしやすい地域づくりのためには、共通した課題について話し合い、共に行動することが重要です。そこで、お互いに考えを出し、話し合える場を通して、新たな仕組みづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題について事業者どうしが話し合う場 ・地域共通のまちづくり課題を話し合う場づくり

いろいろな
かけ算で

4. 連携を強化し共に解決するしくみづくりを



.....例えばこんな活動.....

近隣の住民 × 近隣の住民 × タウンミーティング

「まちづくりミーティング」

世代の異なる住民どうしが、今暮らす地域の将来について話し合う「タウンミーティング」が取り組まれています。その活動を通じて、地域の課題を共有し今から取り組める活動についてお互いに考え、取り組むことができるようになります。



※「タウンミーティング」 主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする対話型集会を指します。

第4章

計画の推進 (計画の進行管理)



1 計画の推進（計画の進行管理）

計画は、策定してからがスタート地点であり、計画に沿って適切に活動を進めなければ意味をなさなくなってしまう。

そこで、適切に推進するために次のことを実施します。

(1) 住民・福祉関係団体・行政との連携の強化

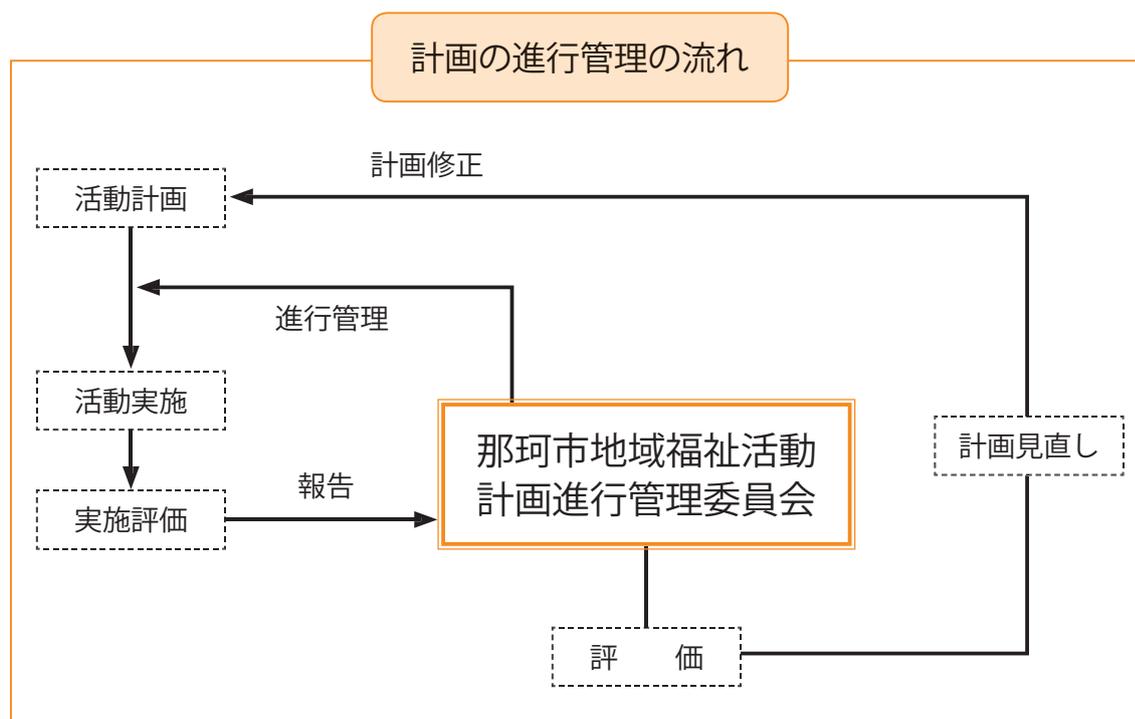
計画を進めるためには、活動を実施する団体や活動に参加する住民・行政との連携は欠かせません。そこで、これまで以上に連携体制を強化し、計画に沿ってそれぞれの取り組みが主体的に行えるようにします。

(2) 新たな団体や企業との連携体制の整備

今後、地域福祉活動の幅を広げるため、福祉関係団体・企業にとらわれることなく新たな団体や企業と連携体制を整備する必要があります。そこで、活動の幅を広げ多くの人が活動に参加できるよう新たな団体や企業との連携体制を整備します。

(3) 活動評価と進行管理

計画にある活動を確実に実施につなげていくためには、取り組みを評価し計画の進行管理を行う体制が必要になります。そこで、「那珂市地域福祉活動計画進行管理委員会」において計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて実施計画の見直しを行います。



第 2 部

第 3 次那珂市社協発展・強化計画

第1章

計画のねらいと背景



1 発展・強化計画とは

社協発展・強化計画は、一般的に社会福祉協議会の中期経営方針を示す計画ですが、那珂市社会福祉協議会（以下「那珂市社協」）は今回次の3つの視点により策定します。

- (1) 地域福祉活動計画に沿って、那珂市社協がどのような活動を展開するのか、向こう5年間の活動の方向性を示した計画
- (2) 地域福祉活動計画に示した活動を展開する上で、那珂市社協が取り組まなければならない重点課題及びその取り組みを示した計画
- (3) (1)、(2) を取り組んでいくために必要な那珂市社協事務局強化のための計画

第3次地域福祉活動計画	第3次社協発展・強化計画
地域住民や地域の福祉関係機関（者）が取り組む、地域住民主体の福祉活動計画	地域福祉活動計画に沿って、那珂市社協として何が必要で、どんな取り組みをするのか示した計画

2 策定の背景と取り組みの方向性

平成23年の東日本大震災の経験をふまえ、第2次地域福祉活動計画並びに第2次社協発展・強化計画を策定しました。特に、社協発展・強化計画では、活動計画の柱である「縁を紡ぐ」ため次の3つの重点課題を掲げました。

- (1) 地域のつながりを強化するために、住民と共に行動できる体制の強化
- (2) 『ボランティア志民活動』の環境変化に伴う、新たな連携と支援体制の構築
- (3) 平常時・非常時を問わず機能する、連携とネットワーク体制の構築

上記3つの課題に対し、次の取り組みを実施しました。

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置による、地域との連携、地域からの総合窓口の強化と、住民と共に行動できる体制の強化
- (2) 新たな交流の展開、紙媒体による情報の発信、福祉共育を軸とする活動の展開
- (3) 関係者との協議、災害時安否確認に関する体制整備、避難行動要支援者の状況把握と支援プランの作成

また、第2次計画期間中「障害者虐待防止法」「生活困窮者自立支援法」「介護予防・日常生活支援総合事業」「障害者差別解消法」の施行により、新たな取り組みなどが活発にみられるようになりました。そうした社会福祉を取り巻く環境の大きな変化に対し、那珂市社協では見直しを行いながら対応してきました。

それらの背景を受け、第3次計画では、これまでのサービスによる日常生活支援に加え、社会参加への視点を強化するとともに、暮らしづらさを抱えたかたが、サービスや窓口につながっていないことに対して支援を行うことが明記されました。

そこで、那珂市社協としては、社会参加のきっかけとしての居場所づくりや、総合相談機能の充実を核とする第3次那珂市社協発展・強化計画を策定します。

3 現状と課題

(1) 第2次社協発展・強化計画の実施状況

第2次社協発展・強化計画では、第1次計画における課題を受け、事業名ではなく活動内容について年次の計画を詳細に策定しました。評価については、複数事業の取り組みの効果について、相対的に判断し進行管理を行うこととしました。しかし、視点が複雑であることや活動と事業のつながりを説明することが難しく、内部のみでの進行管理となりました。また、運用面においても、取り組みを詳細に分けて策定していたことから、社会環境の変化に柔軟に対応できず、活動が滞ってしまった取り組みも見られました。

(2) 那珂市社協事業の実施状況

計画策定にあたって、事務状況および方針について事務状況調査票を作成し、全ての事務について実情を調査しました。調査結果からは、第2次計画の重点課題である連携について、取り組みとその効果が見られ今後も連携を強化していくこととしました。また、第2次計画策定時に課題とされていた、記録の面においては、個人情報記録の強化並びに地域活動の記録を新たに始めるなど、課題解決に向けて取り組みました。一方で、取り組みへ対応するため事業の細分化や新規事業を受託した結果、第1次計画よりも事業数が増え、実施にあたっての負担が見られるようになってきました。

(3) 那珂市社協職員の状況

第2次計画策定時から、職員の定年退職にともなう新規採用を行いました。正規職員の平均年齢は平成23年度44.6歳から平成28年度46.0歳へ上昇しています。一方で職員経験年数は、15年以上の経験者が減少し5年未満の職員が増加しています。職員の資格状況については取得の推進などにより、社会福祉士が5人増の9人、精神保健福祉士が1人増の2人、介護支援専門員が1人増の8人となりました。そのほか、コミュニティソーシャルワーカーとしての専門性を向上させるため6人が専門養成研修を受講しました（コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修）。

しかし、先に示したとおり第2次計画に沿って取り組みを細分化するとともに、新規事業を受託したことによって、常勤換算で8.3人の職員が不足している状況にあります。

(4) 那珂市社協予算の状況

那珂市社協では、行政からの受託事業による財源割合が高い状況にあります。ただし、この数年に受託した新規事業については、これまで社協が独自に取り組んできた事業を、国の定める事業として取り組んだものが見られます。そうしたことから、単に新規事業の受託ではなく独自に取り組んできた事業が国に評価されつつあるという考え方も可能となります。

一方で、自主事業を展開するうえで必要な財源である、社協会費や共同募金の配分金、寄付金については年々減少しており、第2次計画策定時より財政基盤に不安がある状況が見られるようになってきました。

(5) 背景・現状から把握された課題

これまで、専門化する課題へ対応するため、職員に対し資格取得を推進し、その結果、資格取得者が増え資質向上にもつながっています。しかし、より複雑・専門化する課題に対し、多職種連携による対応が必要となってきています。また、日常生活から社会参加に至るまでの新たな視点での支援が求められるようになってきており、「職員の資質向上」「事務局内外を問わない連携体制の強化」などについて、現状の取り組みを最大限に活かしつつ対応していくことが必要となっています。

①事務局内外を問わない連携体制の強化

第2次計画において、「災害時・平常時を問わず機能する連携とネットワークの構築」を重点課題の一つとして取り組んできました。それによって、普段から顔の見える関係ができるとともに、お互いの役割分担がスムーズに行える状況になってきています。今後増えると想定される、複雑な課題に対応するためには、事務局内外を問わず多職種連携による支援が行えるよう、連携体制を強化する必要があります。

②事業の効率化と柔軟な運営

第2次計画では取り組みを展開する上で、事業を細分化し新たな取り組みを行ってきました。結果として69事務事業だったものが83事務事業に増え、職員に負担がかかる状況となりました。今後は、新たな事業を増やすのではなく、事務局内におけるグループを超えたプロジェクト体制などにおいて、柔軟な運営体制で取り組みを進めていく必要があります。

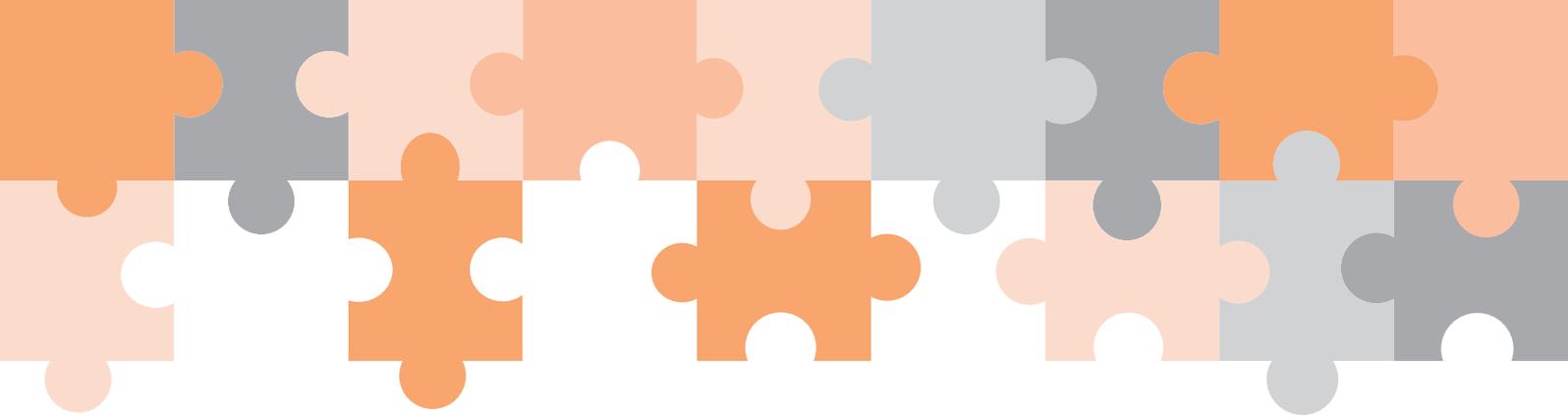
③職員の資質向上

これまでも、専門性を高めるため、資格取得や職場外研修への参加という形で資質向上に取り組んできました。しかし、さらなる資質向上のためには、スーパービジョン*や振り返り・情報交換の機会が必要となってきます。今後、そうした資格取得・研修・スーパービジョン・情報交換を推進するなど計画的に取り組んでいく必要があります。



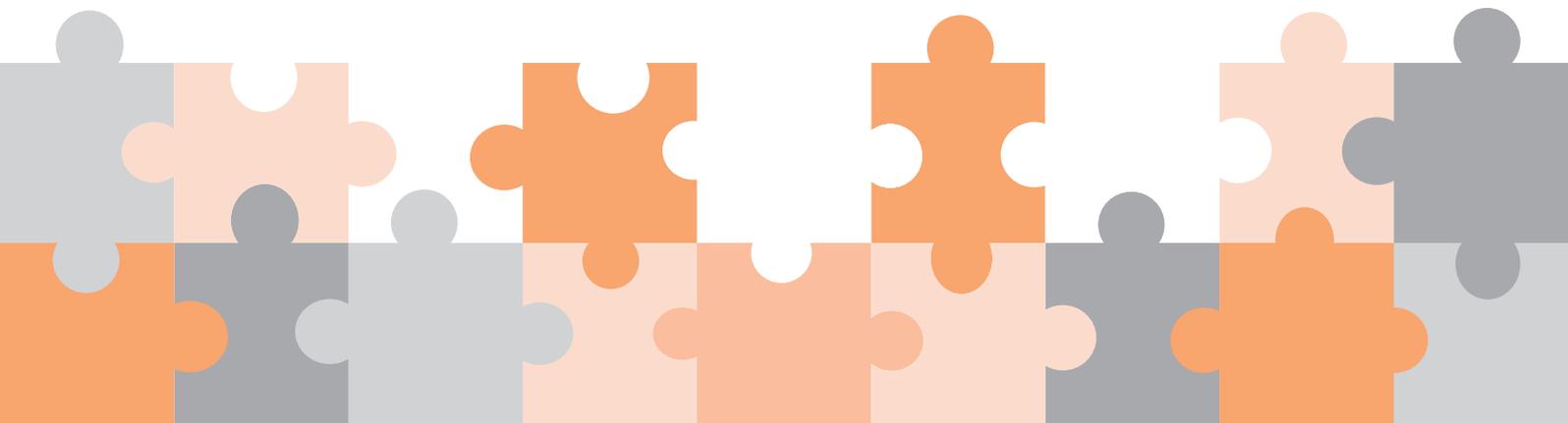
※「スーパービジョン」

対人援助職者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける課程のことを言います。指導者が援助者と定期的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを言います。



第2章

経営理念及び経営ビジョン



1 経営理念

那珂市社協の使命・経営理念は次のとおりとします。

(※全国社会福祉協議会が示すモデル経営理念)

【那珂市社会福祉協議会の使命】

那珂市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを使命とします

【那珂市社会福祉協議会の経営理念】

那珂市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します

- (1) 住民参加・協働による福祉社会の実現
- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 地域の福祉ニーズにもとづく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦



2 経営ビジョン

先に示した、那珂市社協の使命・経営理念に沿って、今後5年間的那珂市社協の進むべき方向性を次のとおり定めます。

那珂市社協では、第3次地域福祉活動計画の的確な推進のため、第2次計画で定めた「取り組みを基礎として、必要な連携や支援が身近な範囲で行える体制」をさらに強化するとともに、誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう、住民・関係機関（者）と共に「場づくりを通じた社会参加の活動」を積極的に推進します。

地域福祉推進の営業マンとして、住民や関係機関（者）と共に、居場所づくりなどを通じた社会参加支援や相談しやすい場づくりを進めます



第3章

重点課題及び実施計画



1 重点課題

(1) 複合的な相談に対応できる体制の整備・強化

現在、那珂市社協では「コミュニティソーシャルワーク事業」「心配ごと相談事業」「生活困窮者自立相談支援事業」「障がい者相談支援事業」「障害者虐待防止センター事業」「障がい者差別解消相談室」など、総合相談機能を求められる事業が複数あります。

高齢者に関する総合相談窓口は、市内3カ所にある地域包括支援センターであり、関係者による理解も進んでいます。しかし、総合的相談窓口機能を強化するうえで、那珂市社協として、高齢者に対する相談や連携のあり方について改めて検討する必要があります。

総合相談とは、一つの窓口への相談に対し必要な機関との連携や、長期に支援を行うなどの機能です。その機能によって、複合的な問題に対し柔軟に対応することが可能であり、社会福祉協議会に必要とされている機能です。

しかし、活動計画策定過程において「関係機関の相互理解が不十分」「各事業間の個人情報の共有が困難」などの課題が把握されています。また、窓口開設時間による利用しづらさ、相談に行くこと自体を大変と感じていることも聞き取りによって把握されています。

そこで、那珂市社協における総合相談窓口機能として、次の内容を重点的に強化する必要があります。

①那珂市社協内総合相談機能の体制強化及び役割の整理分担

現在、コミュニティソーシャルワーク事業・生活困窮者自立相談支援・生活福祉資金貸付事業の担当者による定例の情報交換を行っており、担当者間の連携によって相談支援が円滑に運ぶなど、ある一定の効果が得られています。しかし、「事業によって相談場所が分かれている」「施設運営上相談時間に制限がある」など、相談者の利便性に課題があります。また、相談者の来所時に事業担当者が不在となっているなど、相談体制の課題もあります。

そこで、相談機能・場所・職員体制などを総合的に見直し、利用者にとってより相談しやすく利便性の高い体制へと強化を図っていく必要があります。

②関係機関との連携体制のあり方検討・機能強化

現在は、相談窓口それぞれが、個別のケースを通じて関係機関と連携を図っています。しかし、対応内容により連携先が変わる、主となる窓口が曖昧になる、連携者間の役割分担が見えづらいなどの課題があります。また、事業が複数に分かれていることから、行政からの情報提供や情報共有についての課題が見られます。

そこで、関係者・機関にとってわかりやすい窓口となるよう見直すとともに、情報共有のあり方を整理検討し、総合的な連携体制を構築・強化していく必要があります。特に長期的支援体制について、一人の相談者に対し様々な窓口が断片的に関わっていることが見られ、関係機関の連携・情報共有により、連続的な支援につなげられるようにする必要があります。

(2) 多様な社会参加の場づくりの推進

これまで、那珂市社協では「ふれあいいきいきサロン」を核とする居場所づくりを推進してきました。その結果、市内に50カ所を超える高齢者・子育てサロンが設置され、地域に根付いた活動が展開されるようになってきました。しかし、「体力の低下などにより地域のサロンに通えなくなった」「自らが暮らす地域の活動には参加しづらい」というかたの受け皿の必要性が調査などによって把握されています。また、目に見えづらい障がいや同じ悩みを持つかたどうしが出会う場や、社会参加のステップアップの場として、テーマ性の高い居場所のニーズが高まっています。

そこで、サロンづくりにとどまらない、幅広い居場所づくりの強化について、次の内容を重点的に推進する必要があります。

① テーマ性の高い居場所づくりの推進

これまでの「ふれあいいきいきサロン」は、高齢者を中心に地域性の高い居場所として、身近な地域を範囲に設立されてきました。今後も地域性の高い居場所としてのサロンの存続は重要ですが、新たに「見えづらい障がい」「体力の低下した高齢者」「男性高齢者」「子育て中の親」「貧困状態にある子ども」などテーマ性に応じた身近な地域のみでは取り組みにくい居場所づくりを早急に進めていくことが求められています。

そこで、テーマ性の高い居場所の設置を促進するとともに、様々な人の関わりによって運営することが必要となります。また、単なる居場所の設置にとどまらず、相談しやすい総合相談窓口との連動も含め、複合的に検討する必要があります。

② 居場所設置推進のための基盤整備

平成28年度に居場所づくりボランティア養成講座を実施し、本格的に居場所設置に向けた取り組みを開始しました。今後は、安定的運営に向けた支援のあり方を検討するとともに、サロンの設置に関するノウハウを活かし、地域内にテーマ性の高い居場所を設置促進することも必要となります。



2 重点課題に対する活動計画

(1) 総合相談機能の強化

既存の各種相談機能を最大限活用しながら、利用者・関係者にとってより利用しやすく声をかけやすい総合相談機能へ発展させるため、次の取り組みを行います。

- ①事務局内各種相談事業の見直しによる総合相談の体制強化
 - ・相談機能の役割の整理・見直しによる、総合相談支援体制の検討・構築をします
 - ・中長期にわたる伴走型支援[※]体制を構築します
- ②個別支援から地域課題共有まで幅広い連携体制の強化
 - ・制度を超えた、情報共有のあり方について検討します
 - ・これまでの連携を強化することによる、総合的な連携体制を構築します

(2) 多様な社会参加の場としての場づくりの推進

総合相談や地域課題から、必要性の高いテーマを検討・抽出できるよう事務局内の連携強化や居場所の設置・促進のための支援体制の強化に向けて、次の取り組みを行います。

- ①総合相談機能との連動による、テーマ性の高い居場所設置・促進
 - ・優先テーマに対応するため、社協設置ボランティア運営型の居場所を設置します
(精神・知的障がい者の社会参加促進、生活困窮・発達に不安のある児童の学習支援など)
 - ・総合相談機能との連動体制を検討・強化します
- ②居場所の設置・運営支援体制の強化
 - ・既存のひとつの事業からの支援ではなく、多角的な設置・運営支援のあり方を検討します
 - ・居場所に関する事務局内連携体制を検討・強化します



※「伴走型支援」

支援が必要な対象者に寄り添い、本人が主体的に意思決定出来るようにするとともに、社会復帰・社会参加が行えるよう中長期にわたる支援を行うことを言います。

3 社協発展・強化計画 実施計画

第1部第3次那珂市地域福祉活動計画に沿って、那珂市社協の取り組み計画である、社協発展・強化計画実施計画に基づき活動を展開します。

なお、地域福祉活動計画の基本計画ごとに、実施計画を定めています。

基本計画1にかかると社協発展・強化計画実施計画

発展・強化実施計画	取り組み内容
<p>1 多様な交流のきっかけと場づくりを進めます</p> <p>様々な志を持った人が、目的を持って集まれる居場所づくりなどを通じて、社会参加しようとする気持ちを応援します。</p>	<p>参加したいと思えるきっかけづくりのため、個別に働きかけるとともに、参加しやすいと感じられる環境づくりを行う。</p> <p>①参加を個別に呼びかけるきっかけづくり ②場をつくり、参加を呼びかけるきっかけづくり (上記の2つを関連させる調整機能も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体との交流 ・当事者どうしの出会うきっかけ ・子ども(学校等)と当事者の交流
	<p>地域において、住民の多様な交流のきっかけと場づくりを進めるために、地域活動へかかわる人材の育成および場の設立・運営支援を行う。</p> <p>①交流の場をつくるための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材支援(ボランティアコーディネート・養成) <p>②交流の場をつくるノウハウ提供、準備の支援など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立支援(直接支援・金銭的支援) ・活動継続支援(出前講座・物品貸出等)
	<p>地域における交流の機会を広げられるように、場づくりについて広報、ホームページ、研修などで啓発活動を行う。</p> <p>①取り組みを普及させるための周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の広報(広報・HPで情報を届ける) ・活動の啓発(研修等)

【社協展開事業】

「居場所設置・促進事業(仮称)」×「ボランティア活動支援事業」

現在行われている「ふれあいいいききサロン」の設置促進を拡大し、誰もが自由に気軽に集うことのできる「居場所」の設置促進事業を展開します。これまでサロン設置運営支援で蓄えたノウハウを活かすとともに、居場所づくりの人材養成をボランティア活動推進事業で行うことで、効率的な事業展開が可能となります。

基本計画2にかかる社協発展・強化計画実施計画

発展・強化実施計画	取り組み内容
<p>2 お互いの理解を深めます 共に考え、共に活動できる場づくりを進めることで、自然に理解し合える取り組みを進めます。</p>	<p>異なる立場の住民どうしの興味・関心を高められるよう、交流のきっかけづくりを進める。</p> <p>①興味・関心を深めるきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者と住民を含めた活動 (地域の安全点検、バリアフリーマップ)
	<p>異なる立場の住民どうしが、継続して交流できるよう、働きかける取り組みを行う。</p> <p>①交流の継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者などが居場所づくりの運営に参加 ・当事者などがお祭、イベントなどの運営に参加
	<p>異なる立場の住民どうしが、地域の中で支え合い、暮らしていけるように、暮らしの中の課題を共に考え、話し合える機会を提供する。</p> <p>①お互いを支え合える地域づくりを共に考え、行動する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なかたが暮らしの中の課題を共に話し合う場づくり (住民、事業者、当事者等)

【社協展開事業】

「障がい者相談支援事業」×「ボランティア福祉共育推進事業」

障がい者相談支援事業では、地域自立支援協議会等を通じて障がい者が地域で暮らしていくための様々な検討や取り組みを展開しています。また、ボランティア福祉共育推進事業では児童・生徒と障がい者をはじめとする、交流による相互理解を促進しています。今後はそれらの実績を活かしながら、一緒にバリアフリーマップづくりや各種取り組みを展開することで、より効果的な相互理解の促進を図ることができます。

基本計画3にかかる社協発展・強化計画実施計画

発展・強化実施計画	取り組み内容
<p>3 情報を共有し共に考えます</p> <p>支援が必要なかたを見極め、必要に応じて、寄り添い・連携し・継続的な支援をします。</p>	<p>必要な情報を集約し、その情報をよりわかりやすく発信するとともに、取り組みを実施したことへの分析、振り返りの機会を設ける。</p> <p>①情報集約・発信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく情報を発信 ・取り組みの分析
	<p>暮らしづらさを抱えているかたを、地域や関係機関で気づく仕組みづくりを進めるとともに、社協内において、気づけるように情報の共有を進める。</p> <p>①ネットワーク機能を活用した発見機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報に困っているかたを探し、見つける取り組み ・困難な状況のかたを、周囲のかたが見つけて、つなぐ取り組み
	<p>暮らしづらさを抱えているかたに対して、自らが主体的に選択して生活していけるよう、長期的に寄り添った支援を行う。</p> <p>①アウトリーチ*と伴走型支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困難な状況が続くかたへの継続的寄り添い型支援

【社協展開事業】

「コミュニティソーシャルワーク事業」×「各種相談支援事業」

第2次社協発展・強化計画に沿って、平成24年度から地域総合相談窓口として、コミュニティソーシャルワーカーを配置しています。それによって、地域包括支援センターや行政関係窓口との連携によって、複合課題への支援が可能になっています。今後はさらなるアウトリーチの推進並びに伴走型支援の強化を図るとともに、社協の持つ各種相談支援事業と連携した支援を行うことで、より利用者に寄り添った支援を行うことができます。

(◆各種相談支援事業：障がい者相談支援事業、障害者虐待防止センター運営事業、障がい者差別解消推進事業、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付事業等)

※「アウトリーチ」

支援が必要な対象者に対し、支援者側が積極的に出向いていくことを言います。

基本計画4にかかる社協発展・強化計画実施計画

発展・強化実施計画	取り組み内容
<p>4連携を強化し共に解決するしくみづくりを進めます</p> <p>共に考え、共に解決する話し合いの仕組みづくりを地域のかたや関係機関と共に進めます。</p>	<p>複雑な問題を抱える個別ケースに対して、多職種で連携をすることを通じて、対象者にとってより望ましい支援体制づくりを行う。</p> <p>①多職種連携による個別支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種による個別支援
	<p>関係機関（者）どうしが、単独機関では解決が難しい課題などについて、定期的に意見交換する機会を設けることで、幅広い課題へ対応できる体制づくりを行う。</p> <p>①関係機関間の連携強化（顔の見える関係づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種による定期的なネットワーク体制づくり（幅広い課題へ対応できる体制づくり）
	<p>那珂市社協で分析された課題や既存のネットワークにより分析・抽出された課題を持ちより、話し合える場づくりを進める。</p> <p>①共に地域課題について話し合う場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の抽出と分析 ・地域の課題を話し合う場づくり

【社協展開事業】

「障害者基幹相談支援センター」×「介護予防・生活支援サービス基盤整備事業」

障害者基幹相談支援センターにおいては障がい者の地域生活における課題について、介護予防・生活支援サービス基盤整備事業では介護予防をはじめとする高齢者の社会参加について検討を行っています。今後は検討を経たものを出し合い、共通した地域課題や必要なサービスの開発について連携して取り組むことで、より効果的に展開することができます。

4 組織強化計画

第3次地域福祉活動計画に沿った、社協発展・強化計画の確実な推進のため、那珂市社協事務局体制について、次の4つの視点で強化します。

(1) 適正な計画進行のための組織体制の整備

第3次計画の適切な進行並びに重点課題への取り組みを適切に進行するため、専門的な部署を新設します。

- ①重点課題の活動計画の検討・実施
- ②計画の進行管理や見直し
- ③新たな取り組みに関する検討

(2) 事務局内の連携をより進めるための体制の強化

これまで、プロジェクト体制によってグループを超えた取り組みを展開してきました。今後も複数のグループの視点が入ることによって効果が得られるよう、これまで以上に組織内連携体制を強化します。

- ①課題解決型プロジェクト体制の強化
 - ・課題解決に向け効果的に取り組むことを目的とする、短期的・集中的なプロジェクトを設置します
- ②事務局内連携体制の強化
 - ・情報交換や事業において把握された情報の共有、分析などを行う組織内連携体制を強化します

(3) 連携に対応する組織マネジメントの強化

現在は、各グループによるマネジメントを基本とする体制が構築されています。今後はプロジェクト体制をはじめ予算や資源の効果的な運用など、各事業間連携が適切かつ効率的に行えるよう強化します。

(4) 職員体制の強化

これまでも、那珂市社協ではOffJT^{※1}・資格取得の促進を任意に実施してきました。今後、計画進行のために必要な職員体制を強化する取り組みがより重要となることから、事業を運営するために必要となる職員の配置や組織体制について見直しを行います。

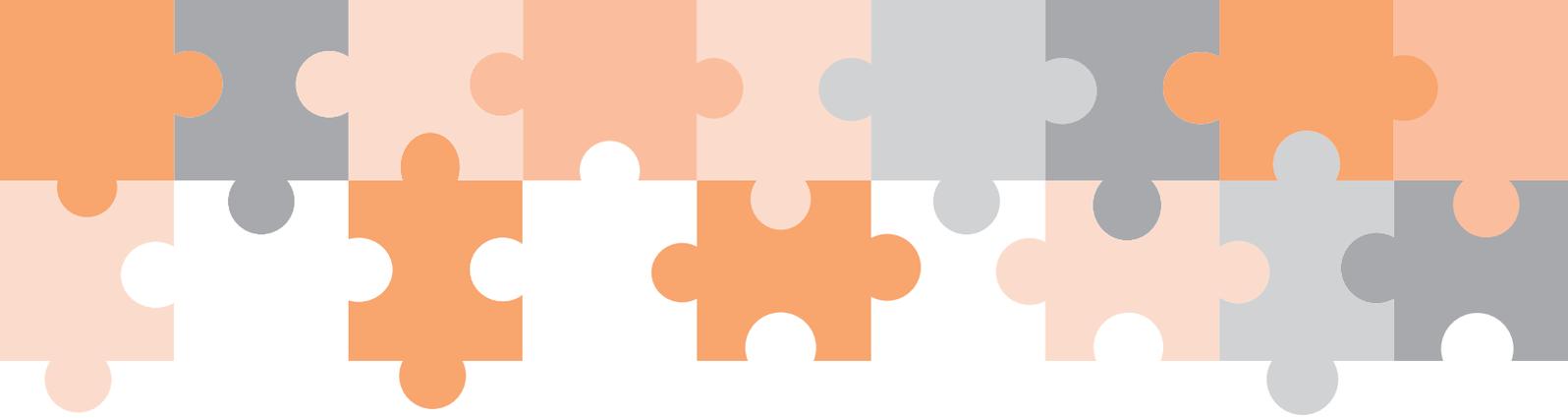
- ①職員の資質向上
 - ・総合相談に対応できる資質の向上を目的に、OJT^{※2}・OffJT・資格取得の促進を計画的に実施します
- ②職員の適正人員の維持
 - ・計画の適正な進行のため、現時点で常勤換算で8.3人不足している人員体制の解消に努めます

※1「OffJT」

職場を離れての教育・訓練のことを指します。

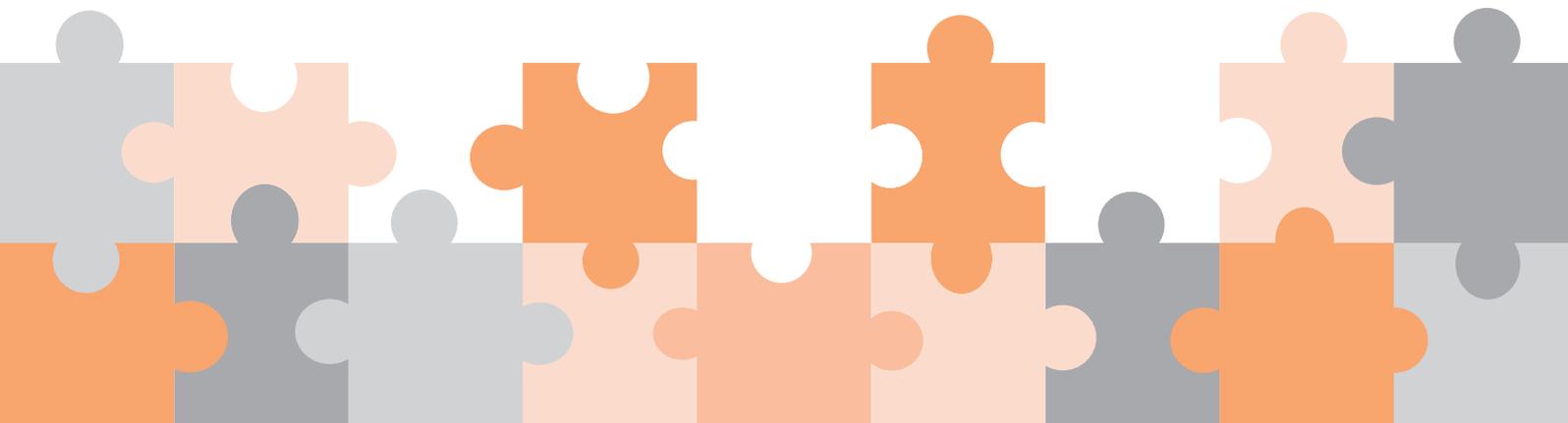
※2「OJT」

職場内における教育・訓練手法のひとつで、業務を通じて必要な知識や技術等を計画的に指導し、修得させることにより業務処理能力や力量を育成させる活動のことを指します。



關係資料

(策定参考資料)



関係資料目次

(1) 那珂市地域福祉活動計画策定委員会規程	74
(2) 那珂市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	75
(3) 那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会設置要項	76
(4) 那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会委員名簿	77
(5) 計画策定の経過	78
(6) 地域座談会意見分析過程	80
(7) 個別情報の整理から個別の課題化の過程	83
(8) 背景・問題シート	84
(9) グループ討議意見	88
(10) 那珂市社協事務状況調査及び方針	93
(11) 那珂市社協事務局職員の状況	97
(12) 那珂市社協予算（一般会計）の推移	98

(1) 那珂市地域福祉活動計画策定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、那珂市における住民主体の総合的、体系的な那珂市地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会（以下「那珂市社協」という。）定款第21条に定める、委員会規程に基づいて那珂市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営について必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じて、地域福祉活動計画策定について会長に具申する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、地域福祉活動計画策定に係る社会福祉関係者及び学識経験などを有する者の内から会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を1名おく。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、那珂市社協が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

(2) 那珂市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No	氏名	選出区分	役職名	備考
1	長谷川 幸 介	学識経験者	茨城大学特任准教授	
2	椎 名 猛 博	社会福祉関係者	社協副会長 元連合民児協会長	委員長
3	平 野 道 代	社会福祉関係者	菅谷地区まちづくり委員会委員長	
4	川 又 友 美	社会福祉関係者	地域自立支援協議会委員長	
5	舘 祝 子	社会福祉関係者	ボランティア連絡協議会会長	
6	軍 司 有 通	社会福祉関係者	市身体障害者の会会長	
7	若 谷 則 彦	社会福祉関係者	市障がい児者親の会会長	
8	柏 知 子	社会福祉関係者	社会福祉事業者（有）えくぼ 取締役	
9	仲 田 留 美	社会福祉関係者	社会福祉法人実誠会なるみ園 副施設長	
10	菊 池 義	社会福祉関係者	社会福祉法人ナザレ園 理事長	
11	金 子 敬 司	学校関係者	市校長会会長（瓜連中学校）	
12	石 川 透	行政	市市民生活部長	
13	大 部 公 男	行政	市保健福祉部長	副委員長
14	篠 原 義 典	社会福祉関係者	県社協福祉のまちづくり推進部長	
15	桐 原 浩 彰	事務局	市社協事務局長	

(3) 那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会設置要項

(設置)

第1条 那珂市地域福祉活動計画策定にあたり、策定に関する調査・研究等を行うワーキング委員会を設置する。

(構成)

第2条 ワーキング委員会は、地域福祉活動計画策定委員会の求めにより設置し、那珂市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(報告)

第7条 委員会の調査、研究の経過及び結果は、必要に応じて地域福祉活動計画策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、那珂市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年6月9日から施行する。

(4) 那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会委員名簿

(敬称略)

No	氏名	選出区分	役職名	備考
1	澤 畑 和 好	地区まちづくり委員会	神崎地区まちづくり委員会事務局長	
2	寺 門 仁	地区まちづくり委員会	額田地区まちづくり委員会事務局長	
3	秋 山 喜実夫	地区まちづくり委員会	菅谷地区まちづくり委員会事務局長	
4	海 野 孝 一	地区まちづくり委員会	五台地区まちづくり委員会事務局長	
5	檜 山 英 夫	地区まちづくり委員会	戸多地区まちづくり委員会事務局長	
6	青 山 和 久	地区まちづくり委員会	芳野地区まちづくり委員会事務局長	
7	戸 室 昇	地区まちづくり委員会	木崎地区まちづくり委員会事務局長	
8	和 田 隆 宏	地区まちづくり委員会	瓜連地区まちづくり委員会事務局長	
9	向 田 博 明	民生委員・児童委員	第1地区民生委員・児童委員協議会	委員長
10	米 田 正 一	民生委員・児童委員	第2地区民生委員・児童委員協議会	
11	高 畑 淳	民生委員・児童委員	瓜連地区民生委員・児童委員協議会	
12	塩 野 圭 二	高齢者クラブ	高齢者クラブ連合会常務理事	
13	川 崎 慶 一	ボランティア市民活動	NPO 法人たすけあいネット民の会 理事	
14	根 本 正 治	ボランティア市民活動	清水洞の上自然を守る会 事務局長	
15	大 高 伸 一	学校教育	学校教育課指導室副参事兼指導室長	
16	加倉井 正	学校教育	教育支援センター センター長	
17	神 長 孝 行	高齢者相談支援	地域包括支援センター青燈会 センター長	
18	浜 名 紀 子	高齢者相談支援	地域包括支援センターゆたか園 センター長	
19	秋 山 伸 江	高齢者相談支援	地域包括支援センターナザレ園 センター長	
20	大 槻 花 織	障がい者相談支援	医療法人社団有朋会栗田病院 地域医療連携室 精神保健福祉士	
21	赤 堀 陽 子	障がい者相談支援	(株) フレーズ 代表	
22	高 安 正 紀	行政	市社会福祉課課長補佐 (総括)	副委員長
23	池 崎 みち子	行政	市介護長寿課課長補佐 (総括)	
24	加 藤 裕 一	行政	市市民協働課課長補佐 (総括)	
25	大 森 晃 子	行政	市こども課課長補佐 (総括)	
26	藤 咲 富士子	行政	市健康推進課課長補佐 (総括)	

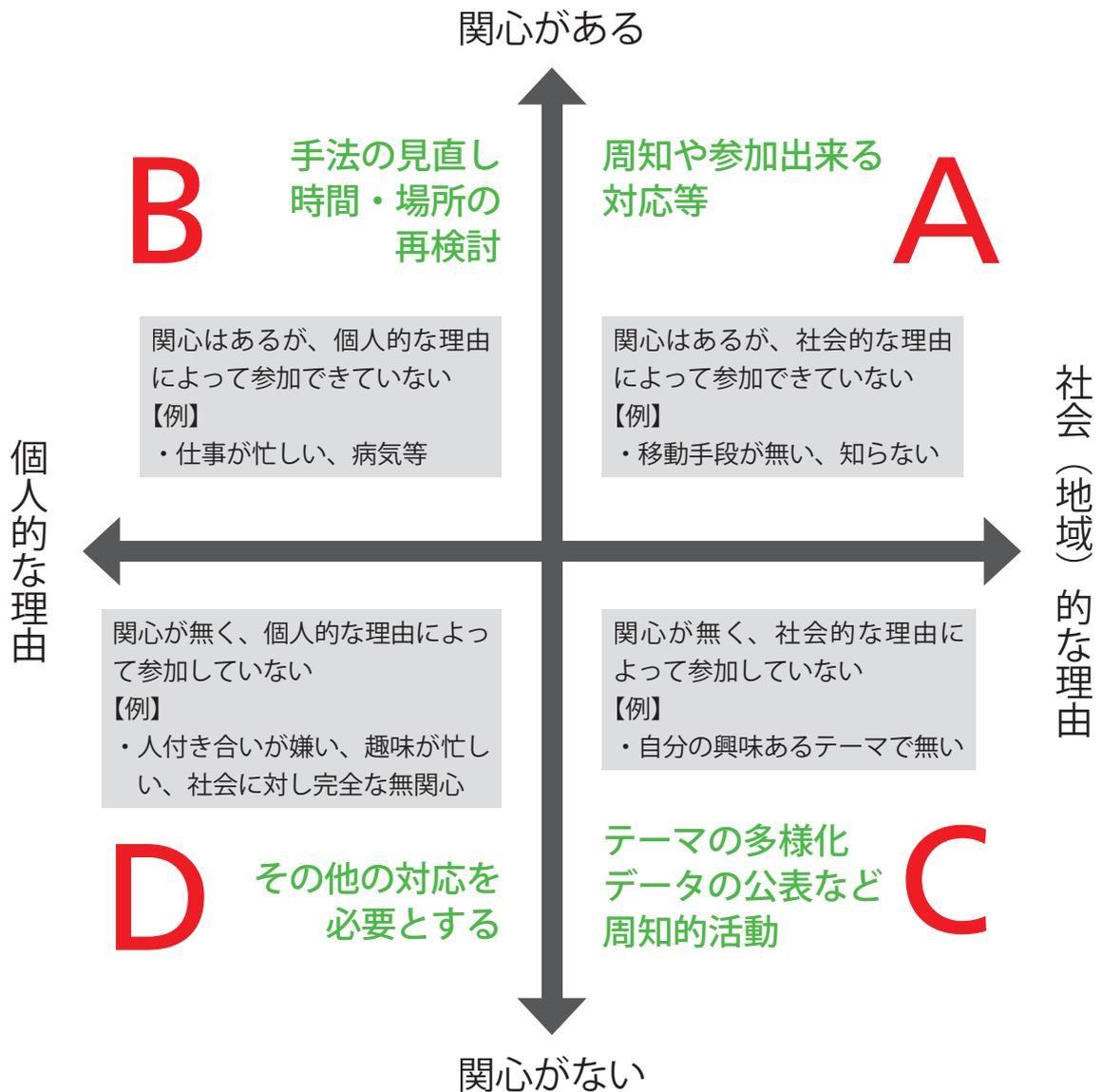
(5) 計画策定の経過

期 日	内 容
平成 28 年 5 月～ 平成 29 年 3 月	事務局内プロジェクト会議 24 回
平成 28 年 6 月 26 日	職員研修会
平成 28 年 7 月 29 日	第 1 回地域福祉活動計画策定委員会 ・正副委員長選任 ・策定作業の流れについての確認
	地域福祉活動計画に関する研修会 (講師：茨城大学特任准教授 長谷川幸介氏)
	第 1 回地域福祉活動計画策定ワーキング委員会 ・正副委員長選任 ・策定作業の流れについての確認
平成 28 年 7 月 30 日	芳野地区地域座談会（開催協力：芳野地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 8 月 1 日～ 8 月 25 日	聞き取りアンケート 当事者団体（個人）（3 団体）、ふれあいいいきサロン（18 サロン）、 市内小中学校（14 校）、行政窓口（4 力所）
平成 28 年 8 月 6 日	神崎区地域座談会（開催協力：神崎地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
	額田地区地域座談会（開催協力：額田地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 8 月 21 日	戸多地区地域座談会（開催協力：戸多地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 8 月 27 日	瓜連地区地域座談会（開催協力：瓜連地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
	菅谷地区地域座談会（開催協力：菅谷地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 8 月 28 日	五台地区地域座談会（開催協力：五台地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 9 月 4 日	木崎地区地域座談会（開催協力：木崎地区まちづくり委員会） ワークショップによる地域課題等の把握
平成 28 年 9 月 9 日	第 2 回地域福祉活動計画策定ワーキング委員会 ・地域座談会並びに聞き取りアンケートについて ・把握状況のまとめと課題について ・仮の理念と基本目標の設定について

平成 28 年 10 月 21 日	第 3 回地域福祉活動計画策定ワーキング委員会 ・課題の原因と対策に関する検討（グループ討議）
平成 28 年 11 月 11 日	第 2 回地域福祉活動計画策定委員会 ・地域座談会並びに聞き取りアンケートについて ・把握状況のまとめと課題について ・仮の基本理念と基本目標の設定について ・個別の課題について
平成 28 年 12 月 13 日	第 4 回地域福祉活動計画策定ワーキング委員会 ・個別課題について ・基本計画について ・実施計画並びに社協の取り組み計画について
平成 29 年 1 月 17 日	第 3 回地域福祉活動計画策定委員会 ・基本計画（案）について ・実施計画（案）について ・社協の取り組み計画（社協発展・強化計画）について
平成 29 年 1 月 27 日	第 5 回地域福祉活動計画策定ワーキング委員会 ・社協の取り組み計画（社協発展・強化計画）について ・第 3 次那珂市地域福祉活動計画（案）について
平成 29 年 2 月 13 日	第 4 回地域福祉活動計画策定委員会 ・第 3 次地域福祉活動計画（案）について ・第 3 次社協発展・強化計画（案）について
平成 29 年 3 月 23 日	社協会長へ計画の答申
平成 29 年 3 月 28 日	社会福祉協議会理事会で「第 3 次那珂市地域福祉活動計画」を承認
平成 29 年 3 月 28 日	社会福祉協議会評議員会で「第 3 次那珂市地域福祉活動計画」を議決

(6) - ① 地域座談会意見分析過程 (第1段階)

地域座談会では、活動に「参加しない人」「参加できない人」のイメージを整理し、活動に参加してもらえるようにどのような取り組みを行えば良いか話し合いを行った。それらの過程で出された意見を、全地区共通した視点で整理するため以下の4分類に整理した。



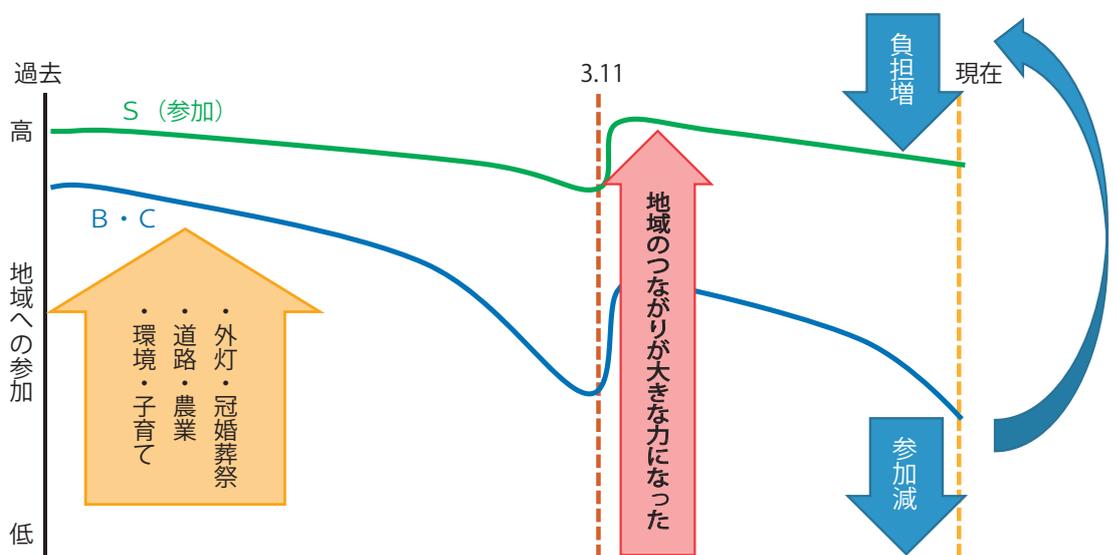
(6) - ② 地域座談会意見分析過程 (第2段階)

第1段階において4分類化した意見に参加しているかたを含め、それぞれの状況について社会的背景から下記のとおり整理を行った。

参加しているかた (S) と参加していないかた (A～D) の全体像

S (参加)	参加しているかた	参加しているが負担を感じるが多くなってきている
A	手法的支援で参加可能	
B	全体の中で一番多く	参加に結びつけられる可能性がある
C	対策を具体的に検討する必要がある	
D	対策を個別に検討する必要がある	参加に結びつきづらい

参加しているかたの負担を感じる背景



以前は、外灯・道路・冠婚葬祭・農業・子育てなど、様々なことを地域において担ってきた。それは、地域に参加しなければ得られないことであり、生活の一部となってきたためと考えられる。

しかし、公共サービスや冠婚葬祭・子育てに至るサービスが充実し、市民の暮らしは豊かになる反面、地域における活動が減少し参加も減少してきている。

東日本大震災時に、改めて地域のつながりの重要性が認識されたが、活動への参加率は一時の回復の後、減少に転じている。住民の参加率の低下により、役員等への負担が増えていると考えられる。

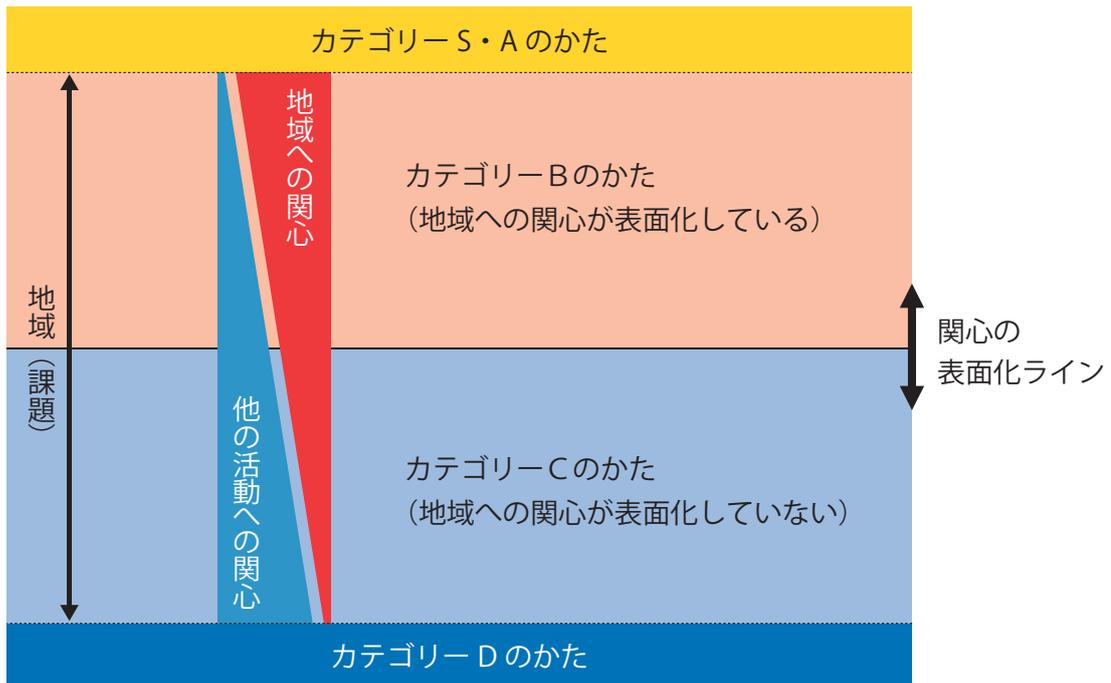
(6) -③ 地域座談会意見分析過程（第3段階）

第2段階において、把握された最も対象が多いカテゴリ BC に該当するかたの傾向を把握するため、以下の分析を行った。

カテゴリ B と C に該当するかたの傾向

カテゴリ B の参加しないできない理由
「地域活動に対し関心はあるが参加していない・できていないかた」 活動に対する興味・関心はあるものの、現在の関心事を削ってまでは参加しない
カテゴリ C の参加しない理由
「地域活動に対し関心がなく参加していないかた」 現在行われている地域活動に対し、興味・関心がない (地域に対し関心がまったくなくはない)

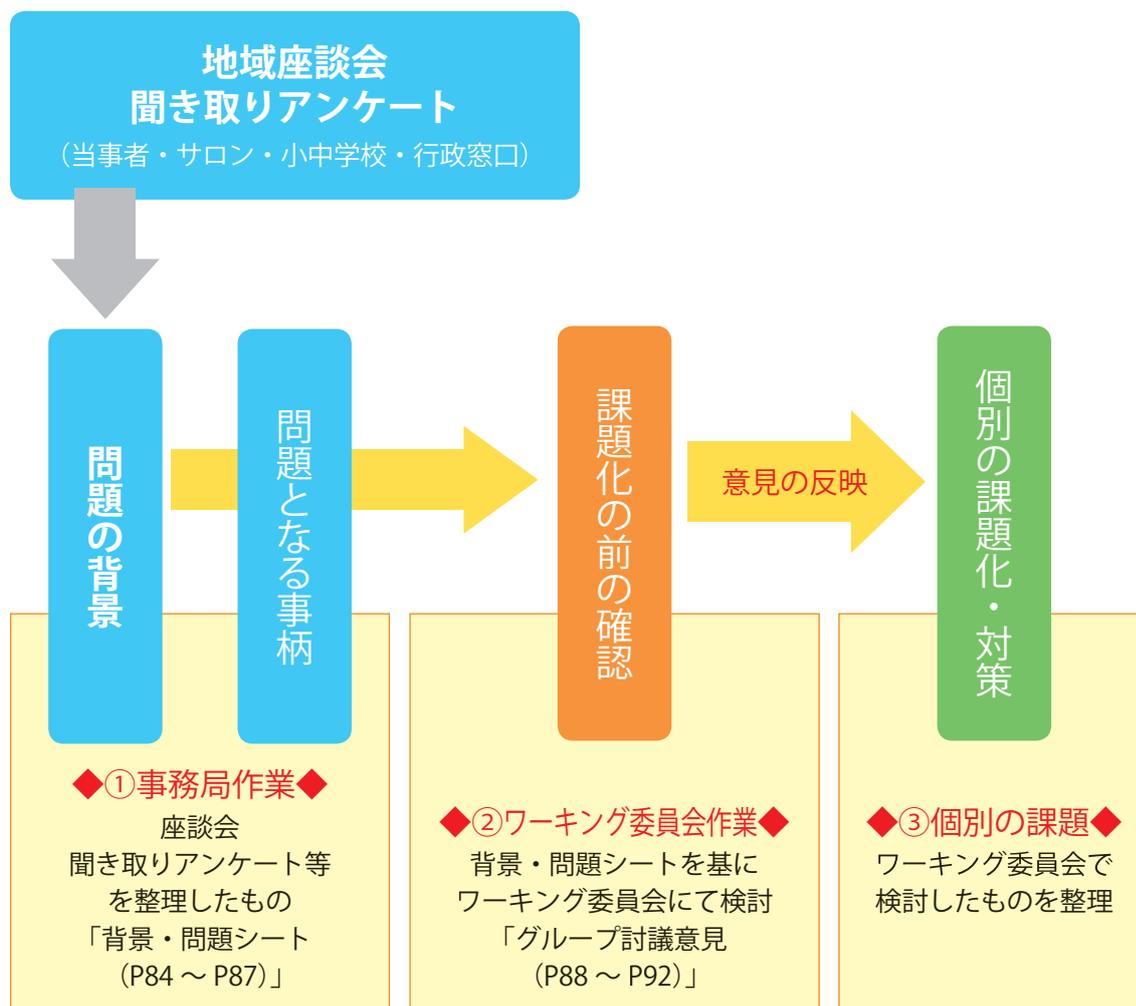
イメージ図



B・C に共通して、地域以外への関心事があり、それらと比較した結果参加していないという結果が想定される。

厚生労働白書内において、「家族親族のつながり (67%)」に次いで「地域でのつながり (59.6%)」と地域のつながりを強く意識するという意見が6割近く見られる。そうした背景から、地域に対して関心がないのではなく、ほかの関心事と比較して関心が高くないという状況にあると想定される。

(7) 個別情報の整理から個別の課題化の過程



- ①把握した情報の整理や分類化を事務局内で実施
- ②分類された情報に対して、意見を把握
- ③把握した意見を整理し、4つに分類し個別課題化

(8) -① 背景・問題シート

1. 高齢者の社会参加について

背景・アンケートの意見	問題
<ul style="list-style-type: none">・サロンに参加している4割の高齢者はほかに参加する場がない・年齢が上がり、体が体操についていけなくなり、活動に参加しなくなってしまった	年齢や体力に合わせて、参加できる場が少ない
<ul style="list-style-type: none">・男性のサロン加入者は少ない・班が違えば顔が分からず、サロンへの参加を誘いづらい・結成して何年か経つと、メンバーが固定化し、後から加入するのが難しい	誰でも気軽に受け入れられる場が地域にない
<ul style="list-style-type: none">・自動車・自転車への依存度が高い・車の運転ができなくなり、参加できなくなった・自治会の範囲が広いと自動車、自転車の利用割合が高い・自治会の範囲が狭い地域は徒歩が多い・加齢に伴い、移動手段が確保できなくなる可能性が高い	加齢により、移動手段が使えるなくなることで外出できなくなる

(8) -② 背景・問題シート

2. 障がい当事者の社会参加について

背景・アンケートの意見	問 題
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者は、「病院・買い物・サービス」以外の活動が少ない ・知的障がい者は、買い物、食事以外の外出の回数が少ない ・知的障がい者は、サービス以外の社会参加を家族に頼ることが多い 	<p>買い物や病院、サービス以外に自分だけで安心して出かけられる場がない</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者は、親の高齢化に伴う身体的負担から、徐々に社会参加が低下する ・知的障がい者は、待っていることが難しい場合があり、公共交通機関や移動支援サービスを利用しづらい ・家族が移動等の協力ができなくなった時のことを不安に思っている 	<p>家族の協力なしに自分の好きな場所へ行けない</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者は、移動サービスでは送迎する相手と本人の相性が合わない可能性もあり、ほとんど利用しない ・知的障がい者は、待っていることが難しい場合があり、公共交通機関や移動支援サービスを利用しづらい ・サービスがあっても、必要な時間帯まで行われていない ・サービス利用のための書類等、手続きが大変 ・サービスのメニューは増えたが、どのように選んでいいのかわからない ・ボランティアや地区の情報などがわからない 	<p>様々なサービス等があるが、選び方や手続きがわからず、使いづらさを感じている</p>

(8) ー③ 背景・問題シート

3. 地域活動への参加者と担い手について

背景・座談会の意見	問題
<ul style="list-style-type: none">・地域に知っている人がいないため、活動に参加しづらい・近所に店がなくなり、世間話に集う機会がない・集う場所を通じて顔の見える関係づくりの必要性を感じている・定年前から、地域活動に参加できる機会が必要だと感じている・コミュニケーションに自信がないなど、人付き合いが苦手である	地域に知り合いが少ない（少ない）、また知り合いができる場や機会がないため、活動へ参加するきっかけがない
<ul style="list-style-type: none">・若い世代や女性の参加が少ない・担い手が固定化され、人材が不足しがちである・役員後継者の減少・小さな地域での活動より、市全体や市をまたいだ活動への参加が増えている・自治会未加入者が多く、事業展開に苦慮している・公共サービスの充実（冠婚葬祭や子育てサービス等）によって、地域の役割が変化してきた・地域活動しなくても生活ができるから参加しない・趣味活動の中で友達ができるため参加しない・地域活動は煩わしいと感じている・参加してみたが、面白みに欠ける	地域に対する意識が変化し、地域外の活動を選択する人が増えている
<ul style="list-style-type: none">・地域の困りごとを様々な人たちが一緒に考えることが必要だと感じている・地域に求められる役割が増加している・開催日を固定せず、義務や責任のない活動のあり方が必要だと感じている・地域への関心・活動が見えているかたは既に参加している・役の引き継ぎはこれまでなんとなくやっていた（新しい人に教えていない）ため引き継ぎが難しい・何をやらされるかわからないから活動に行きたくない・地区ごとに班に入るメリットを打ち出す必要性を感じている	関係者から地域への期待が増え、活動の担い手の負担感が増えている

(8) -④ 背景・問題シート

4. 子育て世帯の社会とのつながりについて

背景・アンケートの意見	問 題
<ul style="list-style-type: none"> ・親自身が困ったと感じなければ、適切な窓口につながりにくい ・親に病気が疑われても、本人に病識がないため問題への対応が進展しない ・保護者は困ったことを相談しないで解決しようとするため、問題が大きくなってしまふことが少なくない ・明らかに子どもに対して不利益が発生しているが、親の方針で対応していることから、介入できないケースがある ・地域からは家庭内の状況が見えにくい ・地域のかたが、子どもたちの変化を感じ、連携できる体制が一部にある ・生活困窮などのデリケートな問題は、情報共有が難しい 	<p>周りから見て困っているように感じられても、親自身が家庭に起きている問題を把握できず、目に見える問題に発展するまで支援につながらない</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯の関係で窓口で相談できない ・専門相談窓口は様々あり、どこに相談していいかわかりづらく使いづらい ・相談窓口は相談しづらい ・生活困窮のボーダーライン層に対する相談支援の必要性を感じている ・生活全般の相談ができ、課題の整理をしてくれ、適切な機関へ連携、情報提供してくれる機能があるとよい ・スクールカウンセラーの利用率は高い 	<p>親自身が困っており相談したいと感じていても、専門相談窓口は敷居が高かったり、時間帯が合わなかったりなどの問題で、相談できないことがある</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・親が気持ちを吐き出せる場や気軽におしゃべりできる場があるとよい ・子どものことや自身のことを含め話せる場、相談に乗ってくれる人が必要だと感じている ・核家族世帯は相談できる場所が少なく、問題が深刻化する ・新住民地域は、準要保護家庭の割合が高い ・親の安定が子の安定になる。そのため家庭状況をサポートしてくれる機能がほしい 	<p>親自身が子どもや家庭のことで悩んでいても、周りに支えてくれる家族親族や友人がなく、気持ちを吐き出せる場がない</p>

(9) グループ討議意見

(9) - 1

分類1	意見
1 多様な交流	夫が家にいると妻が出かけづらい
	出かけるきっかけになるようなものが少ないのでは
	歩きで行けるくらいの所に趣味などでかける場所が必要
	家に籠ってしまっている人の社会参加が問題
	近所でお茶のみをする光景を見かけなくなった
	ふれあいセンターでは遠いと感じる人がいる
	地域のいいところはあるが目的がないと出かけない。何か楽しみを感じられる場がなければいけない
	グラウンドゴルフを生涯スポーツに位置づけて普及を促している。しかし場がないところもあり、全域には難しいかもしれない
	横のつながりを築けないため色々なところへ参加出来ない
	遊びなどでも出かけられる環境が必要
	障がい者はどこに行きたいのか分からないし、どのように手伝えれば良いのか分からない
	震災時に行くところが無かった
	子ども会の参加率が低い
	親が子ども会の役員をやりたがらない
	子どもの習い事が忙しく参加できない
	自治会などと子ども会の連携の強化が必要
	参加するのはいつも同じような人になっている
	新しく転入してきた人が自治会に加入してくれない
	仕事があるとなかなか地域に参加できない
	ずっと同じ企画だと加齢で参加しづらくなる
	職域や地域と子育てとの関連性が重要
	現在は核家族化が進んでおり子育ての相談は専門機関に頼らざるを得ない
	茶飲み友達と専門職に話せる相談を使い分けができれば
	相談窓口は敷居が高いとの声もある
	地域で多世代が集まれる居場所（空き家活用など）があるといい
	障がいのある人がお茶を入れるなどの交流ができると良い
	魅力ある場をつくらないと集まらない、あれば集まる
	出掛けられるように考えられるような仕組みづくりが必要
	地域の特性に応じてニーズにあったサービスが必要
	働いていてもできるような地域の役割が必要
	地域に対する意識の変化に合わせた新たな自治会活動を検討する必要がある
	地域住民同士の支え合いがないと災害時の避難に対応できない
	多世代で参加できて交流できる企画
	身近な自治会の活動でさらに活性化できないか
	保護者へのきめ細かい支援が必要
	グレーゾーンの児童や家庭への対応は学校や地域で教える、伝える役割が必要
	希望を聞いてそれぞれ選択してもらったりやり方もあるのでは
	それぞれの年代に応じたプログラムが必要
	男性が関わりやすいプログラムがあれば良い
	新しいサロンを立ち上げないと参加しづらい
自治会などで移動支援ができるのではないか	
空き家を活用してサロンをしてみれば	
小グループであれば身近な場所で開催できるのでは	
当事者同士が話をできる会があれば良い	

(9) グループ討議意見

(9) - 2

分類1	意見
1 多様な交流	出張相談所の設置
	活動にゲーム(囲碁、将棋、麻雀等)を取り入れる
	活動の場に地域の公民館を利用する
	移動に家族やボランティアの協力をお願いする
	車の運転が出来る人が出来ない人を乗せていくなどして一人ではなく複数で活動に参加してもらう
	年齢、体力に合った簡単な体操を考える
	サロン活動に体力が必要な体操ばかりではなく、文化的な活動や調理などを取り入れる
	サロンメンバー同士の緩衝役にボランティアを入れ参加しやすいに状況にする
	男性高齢者には若い頃の技術や特技を生かせるグループを作り活動してもらう(ボランティアでも収入につながる仕事でもよい)
	高齢者の移動先となる楽しみと子どもの活動をつなげられないか(昔遊びを教える機会など)
	子どもとの交流を目的に高齢者を引っ張り出せないか(昔遊びを教えてほしい)
	例えば、活動をする代わりに場を貸すなどができれば維持費の問題も解決できる
	地域資源を活用しながら介護予防ができるとうい
	サービスが無いなら新しいサービスを開拓すればよいのでは
	社会貢献をすることで感謝され自己肯定感も高まる
	参加してもらうには声かけが必要。参加率が違う
	待っているだけでなく出向いていくことが必要
	子ども会の役員の負担が大きいため手伝いが必要
	各地区にコミュニティサロンを設置し住民の交流を図る
	地域内で趣味、特技などの会を立ち上げ、会の交流を通して地域活動への参加を促す
	親が地域活動に参加して子どもの見本となり将来の地域活動の担い手を育成する
	地域にいる面倒見が良い人を探しリーダーとして養成する
	学校を巻き込んで子どもと親を地域行事に参加してもらう
	土日が休みとは限らない。行事に参加しやすい工夫が必要
	若い世代が参加しやすい、一緒にやってみようと思える企画
	参加してよかった、楽しかったと思える工夫が必要
	自治会単位で伝統的行事の催し(ひなまつり等)を行い、若い世代に伝統を伝えると同時に、子育ての先輩に相談してもらう場とする
	サロンメンバーの講師による子ども向け料理教室などを開催し世代間交流を図る
	母親同士が気軽に集まれる環境やそこに専門家が外向く形が良いとも思う
	健康診断に来る保護者とも話し合うことも可能かと思う
	サロンと高齢者クラブの連携はあるのか
地域での健康講話と体操(らくらく元気アップ体操)教室が交流の場となる	
75歳までは現役世代ととらえる必要があるのではないか	
趣味で集まるのはよい	
体操をするサロンにこだわらなくても良いのでは	
小学4年生と独居老人の交流を4年前から既に行っている。学校で踊りを見せてくれたり、給食も一緒に食べている	
好きな人同士だけでチームを組む。その他の人も集まれば良いと思う	
地域内外問わず、活動に生きがい、楽しみがあることが重要	
2 互いを 思いやる	働いている人は地域のことに目が行っていない
	サロンの地域での認知度が低いのでは
	男性の参加者が少ない サロン参加者がサロン以外の活動に何を望んでいるのか分からなければ対策が立てられない

(9) グループ討議意見

(9) - 3

分類1	意見
2 互いを 思いやる	どこまで自分でできるのか分からない
	まちづくり委員会で障がい者の事業をしていないので分からない
	関わりがなく分からない
	周りが支援を必要と思うのと本人が支援を必要としているかは別
	障がい者が身近にいないと理解が進まない
	地域に障がい者がいること自体が分からない
	身内に障がい者がいることを家族が隠していることがある
	障がいを認めない親や環境がある
	家族も障がいを隠しながら生活をするため、社会から見えづらい
	お出かけの際、車イスを押すなど協力をもらうボランティアも高齢化しているのが現状
	声を上げない人に誰も気づかないと今の現状は打破できない。ずっとそのままになってしまう
	障がい当事者は自ら申告できない。家族は申告しない。この現状はなんとかしなくてはいけない
	若い世代を地域活動にどう取り込んでいけば良いのか
	子育て世代の親は、休日は子供の習い事の付き添いで時間が取られ地域の活動に参加するという選択肢がない
	役が回ってくるから班、自治会を抜ける高齢者が多い
	親の都合（役をやりたくない）で子ども会を抜けるケースが多い
	若い現役世代としては自治会役員が年上で意見が出しにくい
	悩みを抱えた子育て世帯にどこまで関わるべきなのか
	経済的に困っている子育て家庭は、どこに相談に行ったらいいかわからない家庭もあり、その声を拾わなければいけないと思う
	地域で簡単な手助けをする仕組みがあるとよいのではないか
	子ども達に障がい者と触れ合う機会づくりが必要
	地域住民が障がい者（知的、身体、精神）への理解度を高めることが必要である
	発達障がいを持つ児童・生徒の現状を地域で理解することが必要
	公的なものは申告制。声をあげない人より、声をあげる人の支援が優先なのではないか
	活動の場に誘う流れを作る
	自治会の魅力を広げるしかない
	生活困窮や虐待を把握していくには地域の力が必要
	障がい者の家庭には地域の力が必要な方が沢山いる
	障がいのある子を育てている家庭には地域の力が必要
	障がい者のいる家庭を地域が声をかける、受け入れていくことも大切
	まず集まる機会を作ることで顔なじみになれる
	対話を生むためには日常の挨拶運動が必要
	親子食堂を立ち上げ、孤立した子育て世帯と社会のつながりの場とする
	地域のイベントなどで顔見知りになっていくことが大切
	名前で呼びかけて挨拶する運動をやってみてはどうか
	敬老会には車いすの方も参加している
	まず手を差し伸べる、見守ることが必要
	同じ障がいでもそれぞれ異なる。十人十色である
	障がいの相談は社協でもやっている
	普段から遠方に住む自分の両親、親戚などとコミュニケーションを取りいつでも相談できる関係性を作っておく必要がある
民生委員なら相談時間や人目につく心配がなく相談できる	
周囲の人が注意すると逆ギレしてしまう親もいる	

(9) グループ討議意見

(9) - 4

分類1	意見
2 互いを 思いやる	次世代を育てる大切さ、難しさがある 子のいる世帯の環境、保護者の実態や要望(子育て・就業・貧困)などを知ることはできないか
3 聴いて・ 集めて	デマンドタクシーを使いこなせている人といない人がある 巡回バスなどでは、家の近くまで来れない場合もあり、きめ細かく移動できない デマンドタクシーは使いづらいと感じる(行きはいいが帰りなどは時間通りに来ない) 地域の情報を知る機会が少ない 障がい者の望む社会参加について具体的なニーズ調査が必要 デマンド等色々あるが、手続きも煩雑で使いづらいとの声も出ている 親の高齢化に伴い、後見人の必要性も出てくる。しかし、その重要性が本人や家族に伝わらない 地域に情報がない 自治会に入らなくても不便がない 自治会に入れば何が便利になるかを考えているが思い当たらない 保護世帯の現状を知ることが第一だがどうしたらよいか分からず手立てがない 生活困窮については、個人情報立ち入りが難しいところもある 周知の工夫が必要 手続きをわかりやすくする工夫が必要 自治会などに加入していない人へも情報が流れる工夫が必要 参加者の知り合いなどに声をかけてみれば 貸出物のルールなどをしっかり決めて、わかりやすく知らせれば高齢者も外に出てきやすいのではないか お年寄りが興味を示す軽スポーツを提示し、貸出を簡単にできないか 社協はイベント物品の貸出については積極的にサロンヘルールなどの情報を提供できないか 障がいサービスの周知は行政で分かりやすく広報すべき NPO 法人の送迎は一人暮らしの障がい当事者で病院への送迎サービスがあり、好評だ。この制度を拡充できないか 子ども会や自治会に入ることのメリットを伝えることが必要 ネット、SNSなどで意見を発信できる場があれば良い ネットなどで意見を貰えば場に来ていない人の意見も貰える 地域の役もやってみると達成感があることを回りに伝える 回覧だけではなく口コミで参加を呼びかけている 自治会に入らないデメリットなどを明確化して整理しては 自分の地区の民生委員が分からない保護者もいるため、行政窓口(子ども課、ひだまり等)で「ご相談はお近くの民生委員へ」などのチラシを配布する 通販を使いこなせるとよいのではないか デマンドタクシーの利用の促進を障がい者等にも普及できないか NPO 法人の送迎は便利。高齢者や障がい者、色んな方が使えるとよい ネットなどなら子育て中、若者、外出できない人も参加しやすい
4 連携して 支える	移動を近所で支援するには事故や保険が心配 交通網が発達していないと当たり前の生活がしづらい 知的障がい者、精神障がい者は体力、認知機能が低下した高齢者と同様、サポートがないと地域では生活できない 引きこもりへの支援が難しい。どうしたらいいのか 困窮が子どもに深刻な影響を与えている 市内の不登校児童と貧困はかなり関係性があると感じている

(9) グループ討議意見

(9) - 5

分類1	意見
4 連携して 支える	母子家庭は平均収入が少なく3か所で働いてる母親もいるが、その分、子どもとの時間が取れずに過ごす家庭もある
	自助努力だけではどうにもならない世帯格差のある現状に限界を感じる
	貧困家庭の現状に一機関だけではかかわりに限界を感じる
	みんなで力を合わせて考えなければ子どもたちの未来が大変なことになる
	親の影響は大きく、困窮家庭でも環境に極端な違いを感じる
	貧困について何かしらの支援をしたいが個人情報のこともあり、方法もわからない
	制度上自発的に手を挙げなければ、サービスにもつながりにくい現状がある
	民生委員が母子世帯を支援することが難しいと感じる
	地域の活動に高齢者が参加しやすいシステム(送迎サポート体制等)をつくる
	障がい者を地域で見守るシステムが必要
	デイの送迎車の空き時間活用ができれば良いと思う
	時代の変化に応じて臨機応変に組織を変える必要がある
	住民と関係機関が双方向でやり取りができる環境が欲しい
	関係者と地域と一緒に考え、これからの地域づくりを進める必要がある
	地域の主体性を尊重した、自助-共助-公助の「補完性の原則」の視点に立った効果的、効率的な地域福祉の推進を図ることが重要
	災害時要援護者支援システムの対象者と地域支援者同士の制度上のつながりが地域活動のつながりに広がれば理想である
	周囲で見守り、通報、連携ができる体制が必要
	まちづくりとしても三世代交流等で手助けをしているが、さらに家庭への支援の必要性は感じる
	専門家の力量にも左右される。そこから親との連携も強くなると思う
	困窮家庭等における学習支援などについて、参加者が困窮家庭と気づかれぬようにしたい
	生活困窮家庭以外の学習支援も課題と感じている
	貧困、裕福の線引きは難しい。学習支援に貧困家庭だけが来ていいよ、とは言にくい
	民生委員は、子どもから一人暮らしまでかかわっているがもっときめ細かい支援が必要ではないか
	グレーゾーンより一歩進んだ児童や家庭には専門家なども伴走支援に加わる必要がある
	交通の不便さを行政に働きかける
	総合相談窓口(情報の収集、情報の提供、各機関との連携の充実)の開設
	市の施設(総合公園、ひだまりなど)の活用(無料で)
	高齢者活用人材バンクなどを、まちづくりとつなげるのはどうか
	移動支援としてガイドヘルパーの派遣や介助システムの構築を関係機関と連携する
	地域での障がい者の見守りや移動支援をボランティアに依頼する(ボランティアの養成が必要)
	障がい者支援には関係機関のさらなる連携が必要
	自治会加入について多少の負担のかからないレベルで義務化(強制力)が必要
行政、関係機関などと気軽に話し合える場が必要	
子どもの卒業でつきあいが途切れずに地域活動に入って行きやすい工夫	
地域をどのよう反映していくのが重要	
学習支援については、対象家庭だけ負担のないように、周りに知られないよう考える必要もある	
昔からのつきあいの多い地域ではより偏見が強い。誰でも来ていいけど学習支援にかかるお金などは世帯収入に伴い、片方だけを無料化などはできないか	
支援する立場として生活困窮家庭と不登校には関係性を感じる	

※意見は固有名詞を除いた上で、原文のまま掲載しています

(10) 那珂市社協事務状況調査及び方針

No	事業名	事務体制に関する評価																								
		事業概要分類等						※上段：事務割合実情（計100%） 下段：事務評価（4～0）								④人材		⑤総合方針								
								①対象				②事務								③検討						
		事業分類	事業種別	対象	実施手法	職員要件（必須資格）	職員要件（技術等）	相談	訪問	調整	ケア	予算執行	記録	庶務	事務局内共有	企画	見直し	職員体制（臨時職員対応）	他事業への統合の可能性	適正人員	社協の方針	方針コメント				
1	理事会・評議員会・総務会議	法人	他	関係者	SA	無	有	-	-	-	-	5	20	20	20	30	5	不可	無	1	見直し強化	法改正に合わせ、今後は他法人との連携を強化していく必要がある				
2	定款、規定の制定、改廃	法人	他	他	SA	無	有	-	-	-	-	20	25	20	30	5	不可	無	0.3	見直し強化	法改正に合わせた定款の変更と、各規程の見直しを行う体制づくりが必要					
3	登記	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	-	90	10	0	0	0	不可	無	0.1	現状を推進	法令に則り、対応を継続していく					
4	会計処理	法人	他	他	SA	無	有	-	-	-	30	30	30	5	5	0	一部可	無	1.8	見直し強化	全職員が会計について理解を深めるよう強化していく					
5	予算・決算	法人	他	他	SA	無	無	-	-	-	30	25	25	10	5	5	不可	無	0.7	現状を推進	規程に則り実施していく					
6	庶務	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	-	90	10	0	0	0	可	無	0.2	現状を推進	正職員の指示のもとと非常勤職員での対応が可能である					
7	職員の福利厚生	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	5	10	70	5	5	5	不可	無	0.3	現状を推進	今後も適正に対応していく					
8	公益通報者保護制度	法人	他	他	他	無	無	30	5	20	20	0	5	0	20	0	0	不可	無	0.1	現状を推進	職員の理解を深めるための周知・研修が必要				
9	苦情解決	法人	他	特定住民	SA	無	無	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	不可	無	0.1	現状を推進	職員の理解を深めるための周知・研修が必要				
10	瓜連事務所の管理等	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	5	5	80	10	-	-	不可	無	0.1	現状を推進	今後も適正に実施していく					
11	OA・IT管理	法人	自主	他	SA	無	有	5	5	20	-	30	5	20	5	-	10	不可	無	0.3	現状を推進	業務の一環としての位置づけを行いながら実施していく				
12	内部研修	法人	自主	他	他	無	有	-	-	-	0	0	0	30	40	30	不可	無	0.2	見直し強化	全体的な研修体系の見直しが必要					
13	役員研修	法人	他	関係者	他	無	無	-	-	-	0	0	100	0	0	0	0	不可	無	0.2	現状を推進	研修会通知や案内を実施し参加をよびかけていく				
14	社会福祉大会	コミュ	自主	他	他	無	無	-	-	-	5	5	70	5	15	0	0	不可	無	0.4	現状を推進	表彰のあり方等の検討が必要				
15	那珂市のふくし	法人	自主	他	他	無	有	-	-	-	5	5	55	20	10	5	2	不可	無	0.5	見直し強化	広報委員会で十分に協議し紙面の充実を図っていく				
16	ホームページ	法人	他	他	他	無	有	-	-	-	-	5	55	20	10	10	2	不可	無	0.3	見直し強化	法人情報の窓口としてタイムリーな情報発信を検討する				
17	市民特派員（広報）	法人	自主	不特定住民	他	無	無	-	-	-	-	30	5	10	30	25	1	1	1	1	1	不可	有	0	廃止を検討	広報事業と合わせた展開を検討する
18	情報収集機能の強化	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	-	10	10	60	10	10	1	1	1	1	1	不可	有	0	廃止を検討	社協が情報を集約し発信する必要性が低く具体性に欠ける状況である
19	共同募金会支会	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	15	10	20	15	30	10	3	3	3	3	2	不可	無	0.5	見直し強化	住民の理解を得るための周知活動の強化が必要
20	社協会費	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	20	20	40	10	5	5	3	3	3	2	2	不可	無	0.4	見直し強化	住民の理解を得るため、会費の集め方、使い方、伝え方の見直しが必要
21	既存活動資金の見直し	法人	自主	他	他	無	無	-	-	-	-	0	0	10	40	50	0	0	1	2	2	不可	有	0.3	見直し強化	適切な資金運用のため、使われ方を把握し適切な見直しを進める
22	新たな地域福祉活動財源確保検討	法人	他	他	他	無	無	-	-	-	-	10	40	30	20	1	1	1	1	1	1	不可	有	0.1	見直し強化	資金見直しと合わせ組織全体で事業の精査が必要

No	事業名	事業概要分類等						事務体制に関する評価														
								※上段：事務割合実情（計100%） 下段：事務評価（4～0）							④人材			⑤総合方針				
		事業分類	事業種別	対象	実施手法	職員要件（必須資格）	職員要件（技術等）	①対象		②事務				③検討		④人材		⑤総合方針				
								相談	訪問	調整	ケア	予算執行	記録	庶務	事務局内共有	企画	見直し	職員体制（臨時職員対応）	他事業への統合の可能性	適正人員	社協の方針	方針コメント
23	保健福祉センター管理運営（契約）	法人	委託	他	他	無	無	-	-	-	-	10	10	70	10	-	-	不可	無	0.3	現状を推進	適正に契約事務を行う
24	計画の進行管理	他	自主	他	他	無	有	-	-	10	-	10	20	50	10	-	-	不可	無	0.1	見直し強化	担当者を決定し計画の適切な実施の進行管理が必要
25	第3次計画策定	他	自主	他	他	無	有	-	5	10	-	5	15	40	10	10	5	不可	無	1	見直し強化	4次計画は策定期間を2カ年とする必要がある
26	CSW全般	コミュ	自主	特定住民地域（直接）	他	無	有	25	15	20	-	5	15	5	10	5	-	不可	無	2	見直し強化	他機関との連携のため活動の根拠となる事業としての位置づけが必要
27	地区担当者制度	コミュ	自主	地域（直接、間接）	コミュ	無	有	10	20	20	-	10	5	10	5	10	10	不可	無	0.5	見直し強化	CSW機能との連携等計画に沿って地域にアプローチしていく
28	あんしんねっと	コミュ	自主	特定住民地域（直接）	コミュ	無	有	10	10	10	-	5	10	20	0	20	15	不可	無	0.4	見直し強化	地域住民に対する定期的な働きかけについて今後検討が必要
29	新規ネットワーク構築	コミュ	自主	地域（直接）関係者	コミュ	無	有	10	10	10	-	5	10	20	-	20	15	不可	無	0.5	見直し強化	関係機関との周知、連携、強化を図る必要がある
30	あんしんねっとシミュレーション	コミュ	自主	関係者	他	無	有	-	5	10	-	5	10	10	10	40	10	不可	無	0.1	見直し強化	関係機関、施策との調整をはかりながら進めていく
31	災害時要援護者支援システム	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	-	45	5	-	5	20	10	-	10	5	一部可	無	0.8	現状を推進	委託元と連携をはかり目的に沿った事業展開を行う
32	ふれあいいきいきサロン	コミュ	自主	特定住民	他	無	有	30	15	10	-	5	10	5	10	10	5	可	有	0.5	見直し強化	生活支援コーディネーターの活動や居場所づくりと関連づけ推進する
33	身近な暮らしの出前講座	コミュ	自主	地域（直接）	他	無	有	30	5	30	-	5	5	10	5	5	5	可	有	0.1	現状を推進	ボランティア活動支援として事業の位置づけを見直し効率化を図る
34	ふれあい給食サービス	コミュ	自主	特定住民	他	無	無	5	5	10	-	5	10	50	5	5	5	可	無	0.2	現状を推進	他事業所の安否確認サービスや配食との違いをふくめ方向性を検討
35	ふれあい電話	コミュ	他	特定住民	ケース	無	無	10	-	20	-	5	10	35	5	10	5	可	無	0.1	現状を推進	ボランティアの自主的な活動を支援していく
36	防災防犯マップづくり	コミュ	自主	地域（直接）	コミュ	無	無	5	10	30	-	5	30	10	0	5	5	不可	無	0.1	見直し縮小	防災マップをツールとしない世代間交流のあり方を検討
37	物品貸出管理	コミュ	自主	地域（直接）	他	無	無	30	5	10	-	5	5	30	10	-	5	可	無	0.2	現状を推進	物品の維持管理等、事業運営について検討を進める
38	地域コミュニティ（推進研修会）	他	自主	不特定住民	他	無	無	-	-	35	-	5	5	25	5	25	0	一部可	有	0.2	現状を推進	重点テーマを周知し、今後も継続的に開催していく
39	ボランティア相談コーディネート	コミュ	自主	不特定住民関係者	他	無	有	20	20	20	-	5	10	10	5	5	5	不可	有	0.1	現状を推進	相談窓口拠点の検討が必要
40	ボランティア養成研修	コミュ	自主	不特定住民	他	無	有	-	5	10	-	10	10	30	5	20	10	不可	無	0.2	見直し強化	ボランティア事業全体を体系的に見直す必要がある
41	ボランティア支援（団体相談・交流）	コミュ	自主	特定住民	他	無	有	20	5	15	-	-	5	10	5	20	20	可	無	0.3	現状を推進	今後も継続的に支援していく
42	ボランティア体験・学習支援等	コミュ	自主	不特定住民	他	無	有	20	15	15	-	5	10	10	5	10	10	可	無	1.5	見直し強化	ボランティア事業全体を体系的に見直す必要がある
43	広報業務（ブログ・あくしゅん）	コミュ	自主	不特定住民	他	無	無	10	5	10	-	5	10	10	5	30	15	不可	無	0.2	現状を推進	情報発信のあり方（SNSの活用等）を検討する
44	災害ボランティア	コミュ	自主	不特定住民	他	無	有	-	-	10	-	5	5	20	5	50	5	不可	無	0.2	現状を推進	日常のボランティア活動と連動した災害時ボランティア活動を検討

No	事業名	事業概要分類等						事務体制に関する評価																							
								※上段：事務割合実情（計100%） 下段：事務評価（4～0）										④人材		⑤総合方針											
		①対象		②事務				③検討				④人材		⑤総合方針																	
		相談	訪問	調整	ケア	予算執行	記録	庶務	事務局内共有	企画	見直し	職員体制（臨時職員対応）	他事業への統合の可能性	適正人員	社協の方針	方針コメント															
45	市民活動支援センター	コミュ	委託	特定住民	他	無	有	15	-	15	-	10	10	20	10	10	10	10	10	可	無	1.1	現状を推進	より多くの団体が利用しやすいよう運営等について検討							
46	ボランティア連絡協議会支援	他	自主	特定住民	他	無	無	30	-	30	-	-	5	20	-	-	15	3	-	3	3	-	-	2	可	有	0.1	見直し強化	活動支援を短期的に強化することにより今後のあり方を検討する		
47	介護予防基盤整備	コミュ	委託	住民・地域関係者他	コミュ・社会福祉調査	無	有	10	5	20	-	5	20	10	5	20	5	4	4	4	-	4	4	4	4	4	可	無	2.2	現状を推進	関係機関と十分な連携を図りながら推進していく
48	善意金品	コミュ	自主	不特定住民	他	無	無	10	5	5	-	20	15	30	5	5	5	3	3	3	2	2	不可	無	0.1	見直し強化	寄付金の使途についての周知等企画・見直しが必要				
49	ファミリーサポート	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	30	10	30	-	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	2	可	無	0.9	現状を推進	多様なニーズに対応するため提供会員を増強できるように推進する				
50	生活つなぎ資金	ケース	自主	特定住民	ケース	無	有	30	10	30	-	20	10	5	5	-	10	3	3	3	-	3	不可	無	0.1	現状を推進	関係機関と連携を図りながら適正に実施していく				
51	生活福祉資金	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	40	10	20	-	5	5	10	10	-	-	3	3	3	-	-	不可	無	0.2	現状を推進	生活困窮者自立支援事業やCSWと連携を強化していく				
52	遺族会支援	他	自主	特定住民	他	無	無	10	-	10	-	10	10	40	10	10	-	3	3	3	3	-	可	無	0.1	見直し縮小	社協が支援を行う必要性を検討				
53	防災マニュアル策定	他	自主	他	他	無	無	5	-	10	-	-	10	10	45	10	10	3	-	3	3	3	不可	無	0.1	見直し強化	全職員が災害発生時に迅速に行動できるようにする必要がある				
54	障がい者相談支援（地域生活支援）	ケース	委託	特定住民	ケース	有	有	25	10	10	5	10	10	5	5	10	10	3	3	3	3	3	可	無	1.3	現状を推進	今後も関係機関と連携して適正に実施していく				
55	障害者基幹相談支援センター運営	ケース	委託	特定住民	ケース	有	有	35	5	15	10	5	15	5	5	5	0	3	3	3	3	3	0	不可	無	0.3	現状を推進	今後も継続して推進していく			
56	障がい者暮らしの相談	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	30	0	15	5	5	15	5	5	5	15	3	0	3	3	3	不可	無	0.1	現状を推進	手法の見直し等の検討が必要				
57	障がい者の交流事業	他	委託	特定住民	他	無	無	0	0	20	0	10	10	10	5	25	20	0	0	3	0	3	可	無	0.1	現状を推進	委託元と連携して現状を推進する				
58	障害者虐待防止センター	ケース	委託	不特定住民	ケース	無	有	30	-	5	10	10	10	5	5	20	5	3	-	3	3	3	可	無	1.5	現状を推進	相談を受けられる体制を継続していく				
59	障害支援区分認定調査事業	他	委託	特定住民	他	有	有	5	30	10	-	5	40	5	5	-	-	3	3	3	-	-	不可	無	0.4	現状を推進	今後も適正に事業を推進していく				
60	那珂社協指定相談支援事業所	ケース	自主	特定住民	ケース	有	有	25	15	5	15	5	15	10	5	-	-	3	2	3	3	-	可	無	1.5	見直し強化	介護保険・居宅介護支援事業との統合を検討				
61	サービス提供上の苦情対応	ケース	自主	特定住民	他	無	有	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不可	無	0.1	現状を推進	適切に対応できるような体制を整えておく				
62	外出支援サービス	コミュ	自主	特定住民	他	無	有	20	15	20	5	5	10	15	5	0	5	3	3	3	0	3	可	無	0.1	見直し縮小	保有車両の状態や市内サービスの利用状況をみて今後を検討していく				
63	リフト車貸出	コミュ	自主	特定住民	他	無	無	30	-	30	5	-	10	10	5	0	10	3	-	3	3	0	3	可	無	0.1	見直し縮小	保有車両の状態や市内サービスの利用状況をみて今後を検討していく			
64	日常生活用具貸与	他	自主	不特定住民	他	無	無	20	-	5	-	10	5	15	25	10	10	3	-	3	3	3	可	無	0.1	現状を推進	修理点検を行いより安全な貸出体制を推進していく				
65	福祉サービス利用援助事業	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	20	20	15	10	5	10	10	5	0	5	3	3	3	0	3	可	無	1.4	現状を推進	適切にニーズに応えられる体制作りを推進していく				
66	障がい児者親の会支援	他	自主	特定住民	他	無	無	30	-	30	-	-	10	20	5	5	0	3	-	3	3	0	不可	無	0.1	現状を推進	当事者や家族がもつニーズを把握し、今後の事業運営に生かしていく				

No	事業名	事業概要分類等						事務体制に関する評価														
								※上段：事務割合実情（計100%） 下段：事務評価（4～0）										④人材		⑤総合方針		
								①対象		②事務				③検討								
		事業分類	事業種別	対象	実施手法	職員要件（必須資格）	職員要件（技術等）	相談	訪問	調整	ケア	予算執行	記録	庶務	事務局内共有	企画	見直し	職員体制（臨時職員対応）	他事業への統合の可能性	適正人員	社協の方針	方針コメント
67	身体障害者の会支援	他	自主	特定住民	他	無	有	10	-	10	-	5	5	35	5	10	-	不可	無	0.1	現状を推進	適正な活動が続けられるよう支援していく
68	当事者互助組織設立支援	他	自主	特定住民	他	無	有	30	5	15	10	-	15	5	10	10	-	不可	無	0.1	見直し強化	居場所づくりやサロン等と合わせて支援体制を検討
69	居宅介護支援事業	ケース	自主	特定住民	ケース	有	有	10	35	15	-	5	15	10	10	0	0	不可	有	1.5	見直し強化	社協指定相談支援事業との統合を検討
70	訪問介護事業（含予防介護）	ケア	自主	特定住民	ケア	有	有	-	40	10	5	5	10	30	-	0	0	可	無	1.5	廃止を検討	市内事業所の増加に伴う、利用者減のため廃止を検討
71	介護認定調査	他	委託	特定住民	ケース	有	有	-	50	10	-	5	30	5	-	-	-	可	無	4	現状を推進	今後も適切に実施していく
72	介護保険利用料・介護給付費請求	他	自主	特定住民	他	無	無	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	不可	無	0.1	見直し縮小	訪問介護事業廃止の検討に併せ縮小見直しを行う
73	障害福祉サービス事業所運営	ケア	自主	特定住民	ケア	有	有	-	65	5	10	5	5	10	-	-	-	可	無	2.5	廃止を検討	訪問介護事業と合わせて廃止の検討を行う
74	障害福祉サービス利用料・給付費請求	他	自主	特定住民	他	無	無	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	不可	有	0	廃止を検討	障害福祉サービス事業廃止の検討に併せ廃止を検討
75	生活管理指導事業	ケア	委託	特定住民	ケア	有	有	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	可	無	0	廃止を検討	委託元の対象者見直しに伴い利用者がないため受託の必要性を検討
76	サービス提供上の苦情対応	ケース	自主	特定住民	他	無	無	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	不可	無	0.1	現状を推進	適切に対応できる体制を継続していく
77	総合保健福祉センター管理運営	他	委託	不特定住民	他	無	有	-	-	-	-	10	10	70	10	-	-	可	無	2.2	現状を推進	契約に基づき適正に実施していく
78	高齢者クラブ連合会支援	他	他	特定住民	他	無	無	5	-	10	-	-	5	60	-	10	10	可	無	0.2	現状を推進	会員の自主運営を促していく
79	生活困窮者自立支援相談	ケース	委託	不特定住民	ケース	無	有	30	20	10	-	5	20	10	5	-	-	可	有	4	見直し強化	CSW 機能との統合を検討
80	地域活動支援センター運営	ケア	委託	特定住民	Gw	無	有	15	5	5	45	5	5	5	5	5	5	可	無	6	現状を推進	今後も関係機関と連携し運営する
81	心配ごと相談（職員対応）	ケース	自主	不特定住民	他	無	無	70	-	-	-	-	20	10	0	-	0	可	無	0.3	現状を推進	社協全体として果たすべき機能として体制を検討
82	障がい者差別解消推進事業	ケース	委託	特定住民	ケース	無	有	70	-	10	-	5	10	-	5	-	-	不可	無	1	現状を推進	事例の積み上げと共有化を図っていく
83	分室運営その他	他	他	不特定住民	他	無	無	10	-	20	-	-	10	40	10	5	5	可	無	0.2	現状を推進	本室、分室の両事務所を併せ利用しやすい社協の体制づくりをめざす
総合計																		53.3	※人数の数値は、常勤の勤務時間数（160時間）を基礎としており、実際の勤務者数とは異なります。			
平均以上の事業実施するための、人員配置基準人数		総務	8.2	地域	14.2	障がい	7.3	介護	9.7	分室	13.9	※数値は常勤換算により、実績値+「見直し強化」の値であり、常勤+臨時職員の勤務時間をトータルした人数となっています										

事業分類：コミュニティ・ケース・ケア・法人・その他
 事業種別：自主・補助・委託・その他
 実施手法：ケースワーク・グループワーク（Gw）・ケアワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアドミニストレーション（SA）・その他

〈事務評価〉
 4：よくできている
 3：実施できている
 2：滞っている
 1：実施できていない
 0：実施していない
 -：機能なし

適正人員 53.3人×160時間=8,528時間
 (-) 現正職員 24人×160時間=3,840時間
 (-) 現臨時職員 42人×80時間=3,360時間
 差引1,328時間不足 常勤換算8.3人不足

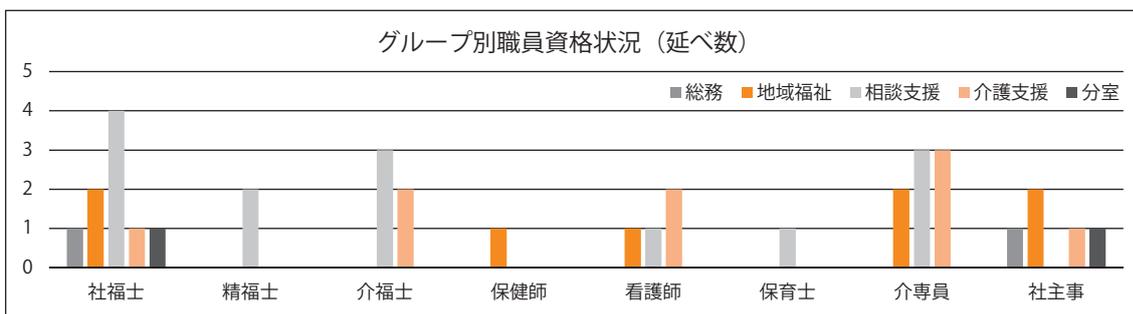
(11) 那珂市社協事務局職員の状況 (H28年4月現在)

①職員資格取得状況

資格名	人数
社会福祉士	9
精神保健福祉士	2
介護福祉士	5
保健師	1
看護師	4
保育士	1
介護支援専門員	8
社会福祉主事	5
保健・福祉系資格なし	6

グループ別資格取得状況

	社福士	精福士	介福士	保健師	看護師	保育士	介専員	社主事	なし
総務	1							1	1
地域福祉	2			1	1		2	2	3
相談支援	4	2	3		1	1	3		
介護支援	1		2		2		3	1	
分室	1							1	2
計	9	2	5	1	4	1	8	5	6



②那珂市社協職員年齢構成

年齢区分	人数
55歳以上	3
50～54歳	3
45～49歳	5
40～44歳	5
35～39歳	2
30～34歳	2
25～29歳	2
24歳以下	1

グループ別年齢構成

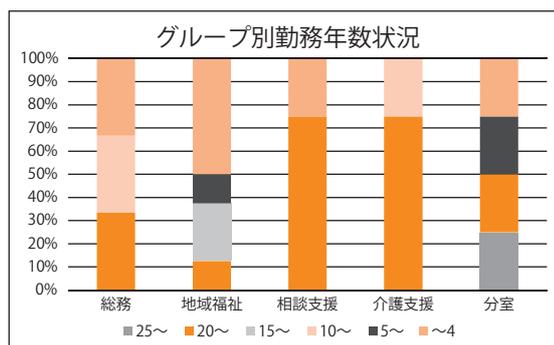
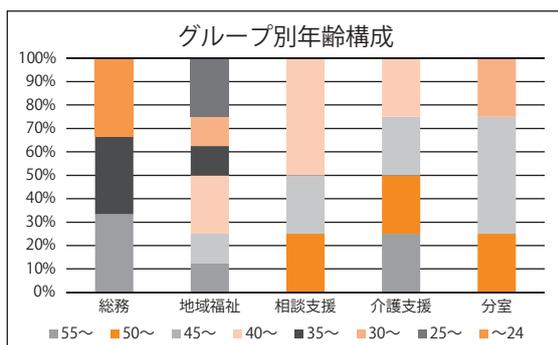
	55～	50～	45～	40～	35～	30～	25～	～24
総務	1				1			1
地域福祉	1		1	2	1	1	2	
相談支援		1	1	2				
介護支援	1	1	1	1				
分室		1	2			1		
計	3	3	5	5	2	2	2	1

③那珂市社協職員経験年数

年数区分	人数
25年以上	1
20～24年	9
15～19年	2
10～14年	2
5～9年	2
5年以下	7

グループ別経験年数状況一覧

	25～	20～	15～	10～	5～	～4
総務		1		1		1
地域福祉		1	2		1	4
相談支援		3				1
介護支援		3		1		
分室	1	1			1	1
計	1	9	2	2	2	7



④職員数の推移（見込み）

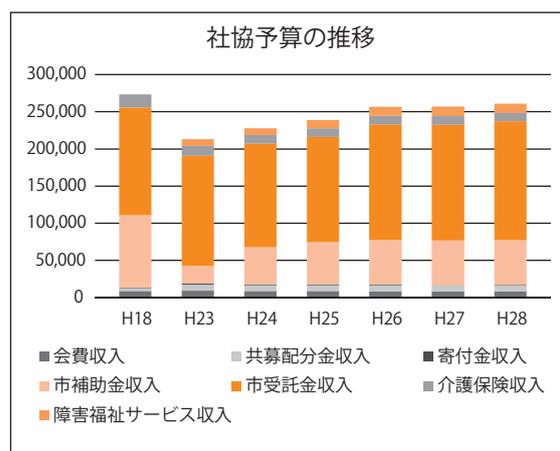
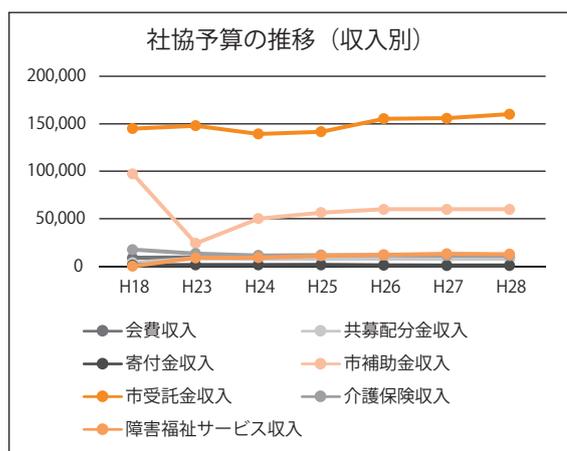
年度	H18	H23	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
正規職員	22	21	23	22	21	21	21	20	20	20	19	18	18
市役所からの派遣	1	1	1	平成 29 年度以降は、正規職員数の見込み（定年による自然減のみ）									
臨時職員	42	55	42										
合計	65	77	66										
年度末定年者数（正規）			1	1			1			1	1		1

(12) 那珂市社協予算（一般会計）の推移

社協予算の推移（当初予算額）

単位：千円

	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28
会費収入	8,900	9,270	8,709	8,875	8,675	8,450	8,450
共募配分金収入	3,711	8,200	8,004	7,792	8,084	7,592	7,915
寄付金収入	921	1,320	1,300	1,400	1,000	800	800
市補助金収入	97,108	24,000	50,000	56,500	60,000	60,000	60,000
市受託金収入	144,967	147,963	139,229	141,557	155,249	155,733	160,151
介護保険収入	17,505	13,335	11,453	11,795	11,599	11,316	11,003
障害福祉サービス収入	0	8,862	8,964	11,098	11,990	13,110	12,664
	273,112	212,950	227,659	239,017	256,597	257,001	260,983



計画発行によせて

- (1) 地域福祉活動計画策定委員会 委員長 椎名 猛博
- (2) 地域福祉活動計画策定ワーキング委員会
委員長 向田 博明
- (3) 茨城大学 特任准教授 長谷川幸介



那珂市地域福祉活動計画発行によせて

那珂市地域福祉活動計画は那珂市の地域福祉の推進を目的とした計画です。第2次那珂市地域福祉活動計画の基本理念は、従来の基本方針を尊重し、「人」が真ん中、「縁」で紡ぐ「あったかな」まち、「人と人とのつながり」を中心とした福祉のまちづくりを進めるための計画であります。

今回の第3次那珂市地域福祉活動計画は、ワーキング委員会や地区まちづくり委員会等の聞き取りアンケートをもとに検討を進めてまいりました。

少子高齢化が急速に進む中で、福祉ニーズは、多岐にわたり大きな広がりを見せております。

那珂市においても、現在の高齢化率は28%台となっております。団塊の世代が75歳以上に達する、いわゆる「2025年問題」を迎えるときには、高齢化率も35%以上に達すると予想されており、障がい者、認知症、徘徊、虐待などへの取り組みを考えたとき、地域の関わりが非常に重要になってまいります。

また、東日本大震災や、関東東北の豪雨災害の体験を含め、これらを生かした福祉の望ましい在り方など、新たな課題に考慮して取り組んでまいりました。

この計画策定にあたっては、茨城大学特任准教授長谷川幸介先生のご指導、多くの委員の皆さんのご協力のもとに作成され、この度、那珂市社会福祉協議会会長に答申することができました。

今後の事業推進にあたりましては、計画の基本に沿いながら、日々変化する社会情勢の中で、弾力的に運用を図り、福祉活動の推進を図っていくことが必要ではないかと思われまます。

結びに、今回の計画策定にあたり各方面の多くの皆様から貴重なご意見ご指導を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

地域福祉活動計画策定委員会

委員長 椎名 猛博

「緑」を大切に

この度、那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会の委員長に選任され、はたして大役が務まるか不安でしたが、策定ワーキング委員 26 名と社協事務局の皆様のご協力により、無事委員長の大役を遂行できたことに対し感謝申し上げます。

ワーキング委員会は、地域福祉活動計画策定委員会の求めにより設置され策定に関する調査・研究を行うもので、今回は第 3 次計画であり、地域福祉活動計画策定にあたりましては、地域の福祉課題の把握・整理、課題解決策の検討、計画内容の明確化等の調査・研究を行って参りました。

第 3 次計画におきましては、当事者組織、ふれあいいきいきサロン、まちづくり委員会構成メンバー、市内小中学校、行政窓口に対し、聞き取りアンケート、座談会等を行い現状把握に努め、多くの貴重な意見をいただきました。

これらに対し、ワーキング委員会においても活発な意見交換があり、様々な立場のかたがお互いのことを理解し合い、助け合う活動を広げることで、多くのかたが自分らしい方法で社会参加できるようにする必要があることが見えてきました。

今回の基本理念は「一人ひとりを真ん中に、縁がつどうあったかなまち」を目指します。

基本理念を実現するために 3 つの基本目標を定めました。「誘い合って共に参加するしくみ」「つながりあって共につくるしくみ」「寄り添って共に歩むしくみ」でありますので、これらを念頭に家族、親族、地域において、福祉に対する理解を深めていきたいと思えます。

今回策定されました計画書が那珂市の地域福祉活動に反映されることを望んでおります。

最後に社会福祉協議会の益々の発展と策定ワーキング委員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。

平成 29 年 3 月

地域福祉活動計画策定ワーキング委員会

委員長 向田 博明

那珂市民が「なかみ」を決める、 第3次那珂市地域福祉活動計画

計画は、目標に向かったの方法・段取りや考え方が中心として構成されています。したがって、第3次計画も「①交流の場 ②相互理解 ③情報共有 ④連携強化と解決の仕組み」の4つの目標を実現するためのシナリオになっています。

最も大きな特徴は、この方法や段取りを「場面の特徴や事業の内容」の変化により、市民中心に臨機応変に再構成しなおすという考え方だと思います。

これは、計画という中身を「より実践化」したと言えるかもしれません。計画通り進まない状況を市民とともに組み立てなおしながら進む即時対応型計画です。

市民協働事業を考えるうえで、本計画は大きな一歩となるものに違いありません。「計画通りできなかった」という反省を引き出す計画ではなく、「計画通りできない」ならば、その時点で「どう変更するのか」を市民協働で決定し、実行できるように転換していくということです。

那珂市の地域福祉活動計画は、第1・2次計画もとても素晴らしい計画でした。しかし、計画の完成度が高いほど「実行できなかった」課題が山積されるだけでなく、「市民協働で課題解決を図る」ダイナミックなプロセスが軽視される傾向にあったのかもしれません。そして学んだのだと感じます。第3次計画はこの問題に真正面から取り組んだものです。

「プロセスを重視する」ことは、課題や事業ごとに多様な連携を作り上げていく過程を大切にすることです。市民や事業者の皆さんとの連携が具体的に進められなければなりません。

本計画は、那珂市社会福祉協議会スタッフの「多様なプロセス重視宣言」と、それに呼応する那珂市民や事業者等との「連帯する市民協働宣言」、那珂市全体の「柔軟な即時対応宣言」なのだと思っています。

平成29年3月

茨城大学特任准教授

長谷川幸介

**第3次那珂市地域福祉活動計画
第3次那珂市社協発展・強化計画**

平成29年3月

企画・制作 那珂市地域福祉活動計画策定委員会
那珂市地域福祉活動計画策定ワーキング委員会

編集・発行 社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会
〒319-2102 茨城県那珂市瓜連321
那珂市役所瓜連支所分庁舎内
電話 029-229-0309

